

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和3年3月11日(木) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子
委員 關 守 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 荘一
事務局次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
保健福祉部長 川田 俊昭	社会福祉課長 平野 敦史
社会福祉課長補佐 山田 明	こども課長 篠原 広明
こども課長補佐 住谷 孝義	介護長寿課長 藤咲富士子
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目奈若子
保険課長補佐 鈴木 伸一	健康推進課長 加藤 裕一
健康推進課長補佐 玉川祐美子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 平野 玉緒
学校教育課指導室長 沼田 義博	生涯学習課長 田口 裕二
生涯学習課長補佐 萩野谷智通	スポーツ推進室長 柴田 真一

会議に付した事件

- (1) 議案第2号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第7号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第7号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第8号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第9号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第 10 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第 11 号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等
に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第 14 号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 議案第 15 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算 (第 8 号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (10) 議案第 16 号 令和 2 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4
号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (11) 議案第 17 号 令和 2 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4
号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (12) 議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (13) 議案第 19 号 令和 3 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (14) 議案第 21 号 令和 3 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (15) 議案第 22 号 令和 3 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方もご存じのとおり、本日 3 月 11 日は、東日本大震災より数えまして 10 年目を迎えます。新型コロナウイルス感染症対策と大変な時期ではございますが、いま一度あのときの記憶を思い出し、防災、減災に備えていただきたいと思います。

また、副議長におかれましては、連日の審議大変ご苦労さまでございます。本日の審議も長丁場となりますが、どうぞよろしく願いいたしまして、簡単でございますが、ご

挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくか、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。

ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど委員長からもございましたけれども、震災から10年、委員の皆様、また執行部の皆様におかれましても、大変な思いをされたことを今なお鮮明に記憶されていることと思います。新型コロナウイルス感染症におきましても、那珂市におきましては60名の方が感染確認をされておりますけれども、少し現在においては落ち着いているようでございます。また、安心することなくさらなる感染予防対策にご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日、教育厚生常任委員会議案、また報告案件が大変多くなっております。富山委員長、原田副委員長の下、慎重なる審議をされますようよろしくお願い申し上げます。執行部の皆様におかれましては、明瞭かつ簡潔に答弁をされますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会へのご出席、誠に御疲れさまでございます。ただいま、委員長、副議長からお話がありましたように、本日は、東日本大震災から10年目の節目の日となります。最近、全国各地で何十年に一度という災害が毎年のように起きております。また、現在新型コロナウイルス感染症対策を実施しているところでございますが、これからもいつ災害が起こるか分かりません。市民の安全安心を第一に考え、日頃より

準備していかなければならないと決意を新たにしたところでございます。委員の皆様方におかれましても、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日は、予算を中心に、議案 15 件、そして協議報告案件 5 件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

今年度も少なくなっただけでまいりました。学校のほうは今、年度末を迎え大きな行事が続いております。先週の水曜日が県立高校の入試、明日が合格発表ということになります。そして、今日は中学校の卒業式が今ちょうど行われて、大体 1 時間ですので閉式になっているかなと。私も、今朝瓜連中学校のほうに寄ってまいりました。式場の様子、それから卒業生の様子と見てきたわけですが、子供たちは、本当に明るく元気に卒業式を待っておりました。式場のほうもしっかりと昨日準備をしたということで、校長のほうから報告を受けました。椅子の間隔を開けて並んでおりました。残念ながら在校生が入ることができませんので、卒業生と教職員、そして保護者 2 名のみという形でちょうど今閉式の時間を迎えたのかなというふうに思っております。

また、来週は幼稚園の卒園式が木曜日に行われ、金曜日は小学校の卒業式、そして 24 日が終了式ということで、今年度末の本当に締めくくりということになります。各学校とも感染症対策をしっかりと行った上で、それぞれ工夫した取組をしていきたいということをお願いしておりますので、子供たちにとって、そして保護者にとりましても、最後、しっかりと、すばらしい、そして思い出に残る取組、行事をしていただければなということをお願いしております。

最後になりますけれども、この 1 年間コロナ禍ではありましたけれども、議員の皆様はじめ、多くの方々にご理解・ご支援をいただきながら無事年度末を迎えることができましたことに、心より感謝とお礼を申し上げ、挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和 3 年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等に、特に説

明が必要なものの説明を願います。審議中に委員から資料の請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。それでは審議に入ります。

議案第2号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第2号 専決処分について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正になります。

9款教育費、6項保健体育費、給食センター施設管理事業1,991万円。

4ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

事項、限度額の順にご説明いたします。

なお、期間については、全て令和2年度から令和3年度までとなっております。

新型コロナウイルスワクチン接種通知等作成業務527万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種相談予約業務4,532万円、新型コロナウイルスワクチン接種業務2億4,761万円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、2,655万6,000円。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費、1,991万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 7ページのほうでお聞きいたしますけれども、まず新型コロナウイルスワクチン接種事業で2,600万円ということで、一番大きい委託料、相談予約業務1,700万円という

のはどういった業務になるのかを教えてください。それと、もう1点が、接種業務をやるには当然お医者さんのご協力をいただかなければいけないと思うんですが、それに対する協力金というんですか、お願いするに当たって、そういったものがどこかに含まれているのかどうか。この2点について伺います。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。

まず、委託料の相談予約業務のほうでございますが、1,743万円を計上しております。まず初期導入費としまして853万6,000円、それから3月分の運用費ということで889万3,500円を計上しております。それから、医療従事者の方の協力金は、今後というか来週の全員協議会時に提出させていただきます、令和3年度の第1号の追加補正のほうに計上しております。

古川委員 令和3年度の追加補正ですか。令和3年度の補正がもう出てきちゃうんですか。

健康推進課長 令和3年度の第1号補正ということで、補正をさせていただきます。

財政課長 それでは、私のほうから補足させていただきますと、今回の新型コロナウイルスのワクチン接種のほうなんですけれども、初期導入の部分については、今回専決処分をさせていただいたんですけれども、令和3年度に係る具体的な接種費用等々については、額の精査のほうを整っていなかったものですから、今現在そこを詰めている最中でありまして。対応といたしましては、その分については、令和3年度の1号補正ということで本定例会のほうに上程させていただきたいというふうに考えております。当初予算編成については、ご承知のとおり1月前半でほぼ固めなければ間に合わないで、その後の動きとして、来年度必要があるという話については、同一の定例会のほうに上程することは制度上認められてございますので、それに基づいた形で追加補正のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。ということは、本予算が通った後に上程ということですよ。通らなければ、補正も何もありませんものね、そうですね、分かりました。

健康推進課長、最初にお聞きした、ごめんなさい、ちょっとよく聞こえなかったもので、1,500万円とおっしゃいましたよね、1,700万円のうちの。それがなんですか、何の業務ですか。

健康推進課長 相談予約業務としましてコールセンターを設置しますが、そちらの初期導入費としまして853万6,000円、それから、3月から間もなくコールセンターが始まるんですけれども、そちらの3月分の運用費ということで889万3,500円を計上させていただいております。

古川委員 分かりましたけれども、そんなにかかるんですか、800万円も。コールセンターをつくるのに。中身がよく分かりませんが、すごいなと思って。

健康推進課長 予算上でございますけれども、ワクチンが納入というか入荷が遅れております

ので、マックスという考えで、これ以上はかからないんですけれども、これよりは下がる予定でございます。

古川委員 今の聞かなければこの質問はしないんですけれども、コールセンターの立ち上げ、運用と、ワクチンの入ってくる入ってこないというのは関係あるんですか。

健康推進課長 ワクチンが入荷できなければ接種も遅れますので、こちらで、接種の予約を受け付けるコールセンター……

古川委員 期間が延びるということですか。

健康推進課長 はい。ということで、これが先送りになるというような状況でございます。

古川委員 分かりました。大変ですけれども頑張ってください。

寺門委員 今の質問なんですけれども、相談予約コールセンターの件で、何名体制でいつからどこでやるのかというのを、それを言ってもらわないと、今の話は全然分からないということになっちゃうんで、課長お願いします。

健康推進課長 まずコールセンターの設置でございますが、3月22日からコールセンターを開始いたします。まず、最初に相談の受付、それから高齢者のワクチンが入り次第、予約の業務が発生いたしますので、まず3月22日開始するという状況でございます。

それから体制でございますが、3月時は5人体制で相談業務をやっていただきまして、4月、5月になると、人数を増員して行う予定でございます。

場所は、ひだまりの2階のゆうゆう健康室というところがありますが、そちらに会場を設置して、そこで詰めて電話相談等を受けていただくこととなります。

寺門委員 今月からということは、人員も既に決まって、当然リハーサル等もあるでしょうから、既にもう動いているという理解でよろしいですか。

健康推進課長 現在調整等をしておるところでございます。実際打合せをしております。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

古川委員 すみません、給食センターの修繕料1,900万円は、何の修繕か教えてください。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

こちらの修繕料ですが、児童・生徒が使用します食器、トレーなどをコンテナに収納して、そのコンテナを熱風で乾燥させて殺菌消毒を行っておりますが、その熱源となります熱風送風機が経年劣化のため不具合が発生しまして、緊急に修繕が必要になったというものでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。これは意見として、給食センターの大きいこういう何百万円とか何千万円というのが補正でよく上がってくるんですけれども、いつも申し上げますけれども、これは学校の備品とかそういうのもそうなんですけど、計画的に、壊れてから直すんじゃなくて計画的に更新できるようにしてほしいということをいつも申し上げていると

思うんですけども、今後もそういうことを留意していただきたいということだけ申し上げておきます。ありがとうございました。

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 それでは、議案書65ページの次のページをお願いいたします。

議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第8号)について、ご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業150万円。

9款教育費、2項小学校費、小学校感染症臨時対策事業920万円。GIGAスクール推進事業1億7,088万4,000円。

2項中学校費、中学校感染症臨時対策事業480万円。GIGAスクール推進事業9,803万4,000円。

5項社会教育費、歴史民俗資料館管理事業826万6,000円。

6項保健体育費、給食センター施設整備事業3,513万4,000円。かわまちづくり支援制度活用事業3,000万円。

変更になります。

9款教育費、2項小学校費、小学校施設整備事業、補正後金額4,291万1,000円。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

追加になります。

3番目になります。給食センター施設整備事業2,090万円。

変更になります。

4 番目になります。小学校施設整備事業、補正後限度額 1,690 万円。かわまちづくり施設整備事業 3,280 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

15 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 471 万 9,000 円の減、3 目障害福祉費 2,800 万円、8 目介護保険費 3,554 万 1,000 円の減。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 120 万円の減。

16 ページをお願いいたします。

2 目児童措置費 6,891 万 9,000 円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 150 万円、2 目予防費 926 万 3,000 円の減、3 目健康増進事業費 2,201 万 5,000 円の減。

20 ページをお願いいたします。

下段になります。9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 100 万円の減。

21 ページをお願いいたします。

中段になります。9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 1,939 万 6,000 円。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 500 万円。

22 ページをお願いいたします。

中段になります。9 款教育費、5 項社会教育費、4 目歴史民俗資料館費 826 万 6,000 円、7 目図書館費 313 万円の減。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 155 万 8,000 円の減。2 目学校給食共同調理場費 896 万 5,000 円。

23 ページをお願いいたします。

3 目体育施設費 1,181 万 6,000 円の減。4 目総合公園費 1,101 万円の減。

24 ページをお願いいたします。

下段になります。12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 192 万 1,000 円。こちらは、こども課、保険課関係の事業の精算に係る国県負担金等返納金となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 21 ページの小学校費の工事請負費の空調設備改修工事は、どこの小学校のどういう空調の工事なのか教えてください。

学校教育課長 こちらのほうは、五台小学校の既に設置しておりました空調、職員室、校長室、

保健室等の更新分でございます、こちら国のほうの3次補正のほうで財源がついたというようなことで今回計上したものでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

23 ページの給食センター施設整備事業の工事請負費の3,300万円、これは先ほどとまた違う工事なんですか。どういう工事ですか。

学校教育課長 こちらのほうも、国のほうの3次補正での補助がついたということで、こちらのほうは、調理場内にエアコンのほう、今まで設置されていなかったんですけども、今回補助メニューについたということで、調理場内にエアコンを設置するものでございます。先ほどの修繕とは別になります。

以上です。

古川委員 分かりました。分かりましたが、先ほどの小学校の空調の工事と同じで、国の3次補正は、新型コロナウイルス感染症対策とかそういうことではないのでしょうか。どういう補正なんですか、国の補正というのは。

学校教育課長 国の、12月に閣議決定されたもので、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策というような名目の中でのメニューの1つとなっているものでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

寺門委員 21 ページですけれども、小学校費と中学校費で、新型コロナウイルス感染症対策だと思われませんが、それぞれ備品購入費ということで組まれていますけれども、これは何を買われますか。

学校教育課長 こちらのほうは、新たに国のほうから各学校で必要なものをというようなところで補助が追加となったものでございまして、現段階での予定としましては、例えば体育館のジェットヒーターですとかスポットクーラー、あるいはサーキュレーターですとか移動用のエアコンとか、そういったものを予定しております。

以上です。

寺門委員 というと、各学校でそれぞれ1台ずつとか、そういう計画なんでしょうか。

学校教育課長 各学校それぞれ同じものをというようなものではございませんで、既に学校によってはあるものもございまして、各学校でのある程度希望に応じた中での購入ということになっていくというふうに考えております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

あとは、22 ページの教育費の中で、歴史民俗資料館の管理事業の中で、こちら備品購入ということで、その他備品、これ展示ケースというふうには聞いていますが、通常

予算の中で計画できなかったのかということと、展示ケースの中身、内容、どういうものを何台買うのかというのをちょっと教えてください。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口と申します。

歴史民俗資料館の備品ですけれども、こちら、国の新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を活用ということで今回補正として計上させていただきました。歴史民俗資料館のほうで特別展などを実施する場合にやはり対策が必要というところで、エアタイト式のケースというものなんですけれども、湿度、温度管理ができるもの、そういったものを3台今回購入するということで計上させていただいております。

以上でございます。

寺門委員 予算がついたから買いましょうということなんですね。そういうことですよ。別に、分かりました、それは。

もう1点は16ページで、新型コロナウイルス対策関係で、こちら1項の保健衛生費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費ということで修繕料が組まれていますけれども、これは、中身はどういうものですか。

健康推進課長 こちら、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、総合保健福祉センター内のトイレ、洗面所の洗面器、水洗を自動に修繕するものでございます。高齢者福祉センター11か所、保健センター6か所になっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

關委員 7ページのかわまちづくりの施設整備事業なんですけど、詳しくは23ページのほうに載っていると思うんですけども、オープンまで1年ですけども、1年間かけてグラウンド整備ほか、トイレはできるのかという地元の要望があるんですけども、トイレなんかも設置する予定なんですか。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口です。

かわまちづくり支援事業の工事につきましては、令和3年度が一応最終年度ということでございます。令和3年度のほうの予算に、今委員おっしゃいましたトイレの工事費のほうも含んでございます。ただし、トイレを設置する場所が必要になりまして、そちらの場所については、近くの土地を購入した上で建設していくという計画でございます。よろしくお願いたします。

關委員 ということは、トイレは常設で作るということですね。

生涯学習課長 はい、おっしゃるとおりです。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 33 分)

再開 (午前 10 時 35 分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算 (学校教育課所管部分) を議題といたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、2 目事務局費、3 目教育指導費について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。ほか 5 名が出席しております。よろしく願いいたします。

予算書は 127 ページになります。主要事業説明書は 123 ページからになります。

それでは、款項目、予算額の順にご説明いたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 198 万 5,000 円、教育委員の報酬が主なものとなっております。

2 目事務局費 2 億 1,923 万 9,000 円、前年比 7,062 万 4,000 円の減となっております。減の主な理由でございますが、128 ページの上でございます職員人件費の減が主なものとなっております。こちらの中の報酬のところ会計年度任用職員報酬 30 人となっておりますが、令和 2 年度はこちらの中に学習指導員や生活指導員の分も含めて一括計上しておりましたが、学習指導員や生活指導員につきましては別事業に分けたほうが分かりやすいということで判断いたしまして、令和 3 年度はこちらの人件費から除き、組み替えをしているため、こちらの事業費が減額ということになってございます。

129 ページになります。

3 目教育指導費 1 億 8,849 万 2,000 円、前年度比 9,650 万 8,000 円の増額となっております。先ほどの学習指導員や生活指導員の経費につきまして組み替えた分が、増額となっております。こちらのほうは、130 ページの上のほうに学習指導員等配置事業として計上しているものでございます。また、132 ページの上のほうにございます校務支援システム整備事業、こちらのほうを新たに計上したことによっての増額も含まれておりま

す。この校務支援システムは、教職員の働き方改革や児童・生徒の個人情報の管理、共有、活用を実現するため、成績管理ですとか学籍管理、学校事務管理、あるいはグループウェア機能などを統合したシステムを導入するものでございます。校務における業務負担を軽減できることに加えまして、情報の一元管理及び共有によります業務作業の効率化や、教職員の児童・生徒と向き合うための時間が増えることによりまして教育効果の向上を図っていくというものでございます。

教育総務費の説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 学習指導員等配置事業で、主要事業説明書 124 ページのほうにありますが、学習指導員が9名、それから生活指導員が18名とありますが、これは令和3年度の数ですよ、予算化した数ですね。令和2年度の数は何人だったでしたか、今年度は。

学校教育課長 令和2年度の通常入る分としまして、32人に加えまして、臨時休業明けということで、本年度新型コロナウイルス感染症対策ということで追加して配置しております人数が6名おりましたので、今年度は、今現在は38名が合計で入っております。今年度新型コロナウイルス感染症の対策で入れた6人分は、令和3年度は計上しておりませんので、通常入っているというような人数の32人、今年度と同人数が計上されております。

以上です。

古川委員 分かりました。ということは、その6名というのは、つまり新型コロナウイルス感染症の関係で加配といいますかつけてもらったわけですよ。それは、もう削られちゃった。大丈夫なんですか、まだ収束したわけではないんですけども。

学校教育課長 今年度は臨時交付金というようなこともございましたので、さらに臨時休業明けの年度当初に休業したというような事情がございましたので、児童・生徒の落ち着かないというような状況も踏まえた加配というような位置づけだったんですけれども、それを年度末までは延長させていただいたんですけれども、一応一区切りというようなところで、令和3年度はその部分はまた通常に戻すというようなところで現段階では考えております。

以上です。

古川委員 分かりました。

別件です。主要事業説明書の127ページの校務支援システム整備事業なんですけど、先ほど課長からいろいろご説明がありましたけれども、こういうことを導入することによって効率的に行えるようになるということなんですけれども、教育長、どのぐらい負担軽減されるんですか。数字では表せないんでしょうけれども。

教育長 数字で表すことはできないんですけれども、共有することによって、市内間のそういったものがまずうまくいくことになる。あわせて、他市町村でもこれは導入してしまし

て、他市町村でも同じようなものを本市でも導入を今のところ考えています。ですから、教職員が異動していても、他市町村でもそれを、資料をそのまま使うということではできませんけれども、操作そのものは使いやすい。

この件につきましては、教育長同士でも、導入するときには、できるだけ同じような機種を導入することによって、職員のそういう負担軽減が図られるだろうというふうなことで、今そういった既に先進的に取り入れている市町村を参考にしながら本市も検討を重ねて、来年度こういった形で入れようということになってきています。

それと、やっぱりコンプライアンス関係で、個人情報の保護であるとか、そういったことについても、しっかりと今度は、当然持ち出すということは今までもできませんけれども、さらにそういったことが強化できるというようなことがありますので、そういう意味では全体的に、数字でとか時間でとかなってくるとちょっと難しいと思うんですけども、そういう意味では、今までよりは負担軽減は大きくされるんじゃないのかなというふうに考えているところです。

古川委員 この校務支援システムについては、子供たちのいわゆるG I G Aスクール構想と同時に進めてくださいと私もお願いしていた記憶があるんですけども、そういう意味では大変よかったんですけども、最初慣れるまでは、なんでもそうですけれども大変かと思えますけれども、ぜひ有効活用していただきたいということと、今回、今教育長がおっしゃった他市町村でも導入しているところが多いということで、これはG I G Aスクールの事業についても、県で共同調達というんですか、やっていますよね、那珂市は。それとやはり関連して、校務支援システムについても県でまとめてあれでしょうみたいなことになったんですか。

学校教育課長 こちらのほうは、G I G Aスクールのそういった共同調達みたいな部分の範囲には入ってございませんので、調達は各自治体ごとになっておりますが、先ほど申し上げましたように、同じ教育事務所管内などでは異動になった場合も使えるようにというふうなところで、統一したようなシステムを導入しているというふうなところでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。そうすると、これは、予算は国の補助とか一切ないんですか。全部持ち出しというか、市の財源でなんですか。財源内訳のところには書いていませんけれども。

学校教育課長 こちらは、このシステムのための補助というものはございません。

以上です。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。よかったです。

副委員長 今の校務支援システムの件でちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、これは教育委員会で管理するのか各学校で管理されるのか、ちょっと教えてく

ださい。

学校教育課長 データ的には、各子供たちのそのもののデータを管理するものなので、学校の先生方が使えるように、今現在使っているパソコンの中に入れ込むみたいなイメージになります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

寺門委員 主要事業説明書の126ページで、小中一貫教育推進事業で114万8,000円組まれましたけれども、今年の4月から教科担当制に小学校がなるということなので、ここに書いてあります令和2年度から教科担当の非常勤講師9名ということで配置をされると。この方々は、4月以降も引き続きやるのか、新たに県のほうの人事異動で来る先生方がいらっしゃいますので、その方が教科担当の任を負うのか、その辺ちょっとまずお聞きします。

指導室長 指導室長の沼田と申します。よろしくお願いたします。

県の加配措置に関しましては、現時点で詳細なものは下りてきておりませんが、なんらかの加配措置があるということは伺っております。ただし、現時点で、全ての県で配置とは言われていますけれども、具体的な細かい厳密な教科担任制が敷かれるほどの人的な配置というのがなされるかどうかは不透明というふうに伺っておりますので、那珂市の場合は、おかげさまで配置させていただいている小中一貫非常勤のほうやはり中心での活用になるかと考えております。

寺門委員 9名の方ということなんで、専門科目が、ちょっと詳しい内容が分かりませんけれども理数系だとは思いますが、その方々は、今年度からは重点的に活動されるということなんですね。

指導室長 現時点で配置させていただいている9名だけで全ての主要教科の教科担任制が図れるかという人的には全然足りませんので、今後国が考えるような5、6年生の教科担任制を完全に行うためには、県の加配措置を、やはり潤沢な加配措置を待たなければならないことと、同時に、これは私見になりますが、現時点での小中一貫非常勤の制度的なものを若干見直して、体制的な補強はしていかないと、国が求める5、6年生の完全教科担任制、主要教科におけるものは、実現は難しいのかなと考えております。

寺門委員 分かりました。小中一貫推進ということですので、既に5年が経過をしまして、昨年一般質問でもお聞きしましたが、見直しを当然する必要がありますよね。今までやってきたことに対してきちんと評価をして、じゃあ、次にどういうふうにスタートしようかということやっていただきたいんですが、まずその見直しをするのかどうかを伺います。

指導室長 おっしゃるとおりで、今年度は新型コロナウイルスの影響で交流活動的なものができなかった分、市内全体での小中一貫教育の、おっしゃるとおり見直しということで、

校長会を中心にした小中一貫教育の特別委員会を設置させていただきました。そちらの委員会のほうで、今年度までの総括、それから来年度以降の新たな那珂市の小中一貫教育の概要というものを考えさせていただいたところで、実際に、来年度からは新たなステージの小中一貫教育を進めていくところでございます。

以上です。

寺門委員 しっかり見直しをしていただいて、もう一度小中一貫というのを、那珂市は特色がありますのでぜひ出していただきたいんですが、もう1点気がかりな点がありまして、県の中高一貫が既に拡大されておりますので、小学6年生が受験をして中学は県立へ入るという方も出てきています。本市の公立中の小中一貫が一番目玉になると私は思いますので、見直しをしていただけるということなんで、それについては見直しをして、さらに特色のある本市の小中一貫教育、中学生たちが育って、どこへ行っても力強く生きていける人間を育てるんだということになっているんですが、その辺も含めて特色を出していけるのかどうかというのは、ちょっと気がかりなんです。その辺もちょっと伺いたいです、どういうふうに考えていらっしゃるか。

指導室長 おっしゃるとおりで、やはり特色の中で一番保護者や子供たちに資するものだと思いますと、学力向上ということになるかと思えます。それが、今議員がおっしゃったように、近隣で設立された中高一貫校への進学を控えるといいますか、那珂市の学校に進学していただけることの魅力につながっていくと思えます。その大きなまずは方向性として、今年度の特別委員会で打ち出したものとして、6年生と7年生、要するに小学校6年生と中学生1年生の接続期の教育課程をもう一度見直していこうということにいたしました。これは、筑波大学の樋口教授、小中一貫教育が本市で施行される以前からスーパーバイザーとしていただいていた先生なんですが、その先生からのご指導もいただきながら、6年生と7年生の教育課程を見直すことで、時数を通常の時数よりもさらにスリム化して余剰の時間を生み出し、その時間の中で那珂市の子供の課題とみられる点をピックアップして、そこに重点を置いた教育を、カリキュラムをつくって、いこうということで動き出すところでございます。

また、英語教育のほうにつきましても、保護者の関心が非常に高いところがありますので、県の事業を受けながら、数年単位で英語教育の新規のプロジェクトについても立ち上げて考えていくつもりでございます。

現時点では以上です。

寺門委員 分かりました、以上です。

委員長 ほかございませんか。

關委員 130 ページの教育支援センターの設置事業の中で、報償金、協力者謝礼と講師謝礼とありますが、主にどういう方々の謝礼なのでしょうか。

指導室長 協力者として、定例の会議に参加していただく主任児童委員の、会議に参加

された方への謝礼、それから講師謝礼としましては、茨城大学の教授で、年間のスーパーバイザーとして派遣していただいている教授への謝礼となっております。

以上です。

關委員 ありがとうございます。

委員長 続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、3目学校建築費について説明を求めます。

学校教育課長 132 ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費1億8,032万円、前年度比9,010万円の減となっております。主な減額の理由といたしましては、134ページの上のほうにございます小学校施設整備事業におきまして、今年度トイレの洋式化の工事が完了したことによります分の減額となっております。こちらの事業に計上しておりますプール解体工事は、額田小学校を予定しております。

137 ページになります。

2目教育振興費7,122万1,000円です。前年度比1,992万9,000円の減となっております。減額の主な理由でございますが、138ページの上のほうにございます教育用コンピューター管理事業におきまして、今年度にGIGAスクール推進事業に伴いまして新たなネットワークの構築をしてございますが、そちらの構築の完了によりまして、令和3年度以降はランニング経費のみの計上となるため、こちらの中の13節の賃借料につきましての減額が大きなものとなっております。

139 ページになります。

3目学校建築費998万8,000円、前年度比2億3,605万4,000円の減となっております。今年度は芳野小学校と菅谷東小学校の屋内運動場の大規模改造を計上してございましたが、こちらの完了によりまして減額となっております。令和3年度は、新たに菅谷西小学校の屋内運動場大規模改造に係る実施設計を計上してございます。

小学校費の説明は以上になります。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 133 ページ、真ん中のところですが、小学校施設管理事業費ということで7,000万円盛られていまして、その中で委託料がありまして、12項のところですが、定期報告調査業務というので963万6,000円組まれています。これ、去年はなかったんですけども、どういうものなのか。定期報告というのは、効率化というのはどれぐらいされるのか。委託しますので、その辺も併せてお願いいたします。

学校教育課長 こちらの定期報告につきましては、一定規模以上の建物につきまして定期的な報告が必要というようなものでございまして、3年に1回計上して報告しているものでございまして、全小学校が対象になってございますので、昨年度は計上がなかったというものでございます。

以上です。

寺門委員 これは、どこへ委託しているんですか。

学校教育課長 こちら、設計会社のほうに入札により委託しているものでございます。

以上です。

寺門委員 分かりました。

古川委員 すみません、予算書のどこに書いてあるんだか分からないんですけども、今学園に1人用務員を入れていただきましたよね。それは、予算でどこに書いてあるんですか。

学校教育課長 128 ページになります。128 ページの上のほうの職員人件費がございまして、こちらのほうの会計年度任用職員報酬 30 人とございますが、その下の一般事務の中に含まれております。

古川委員 分かりました。すみません、さっき終わっちゃったんですけども、ごめんなさい。どうなんでしょう、増やせないんでしょうか。非常に学校の校長先生とか教頭先生とかから聞くと、大分助かっていると、1人でも。学園1人でも。ですけども、もっといるともっと助かるけれどもという声があるんですけども、どうなんでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、理想としては1校に1人いればというような思いもございますが、長年ずっと懸案だったものが、やっと学園に1人というようなところまで来た状態なので、人が増えるということは負担も増えることにもなりますので、その辺のところのバランスが非常に今の状況の中だと難しい部分もございまして、今後の長期的な課題になるのかなというふうに考えております。

以上です。

古川委員 分かりました。もちろんいるにこしたことはないですけども。じゃあ、現状、学園で1人でも、1人しかいないから、これができない、あれができないというような声はあまりないですか、現場から。

学校教育課長 そうですね、今までと比べて、やっぱりいるだけ全然違うというような声は聞こえておりますが、逆にこれができないとかというようなところは、今現在具体的な要望の声としては聞いておりません。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

武藤委員 額田小学校のプール解体工事が計上されているんですけども、今のところ、解体しなくてはならないプールというのはどのぐらい予定されているのかお伺いいたします。

学校教育課長 現在もう使っていないくて解体待ちというところは、額田小学校以外としまして、横堀小学校と菅谷西小学校、五台小学校、残り3校というような状況でございます。

以上です。

武藤委員 そうすると、今後、年度1つぐらいずつこれらを解体していくような方向になるの

でしょうか。

学校教育課長 これまでも、使わなくなった年から順々にというようなところで考えていた部分はございましたが、財政的な部分の事情も非常に絡んでくるものでございますので、必ず毎年1校できるかどうかというのは、今のところ不透明な状況です。

以上です。

武藤委員 以前は、子供たちが夏になると水泳教室とかで非常に夏のスポーツを楽しんでいたわけなんですけれども、今の水泳の状況はどのようになっておりますか。

学校教育課長 学校での授業の水泳につきましては、学校でプールを利用していないところは、総合公園あるいは笠松運動公園にバスで出向いての水泳の授業を行っているというところでございます。

以上です。

武藤委員 何か昔に戻っちゃいましたね。僕らの小学校の頃は、菅谷の老人いこいの家のところに唯一プールがあったんですけれども、そこへみんなしてバスで通うという時代になっちゃったから、結果としてこの30年間の間に随分水泳に対する学校からの教育方針とかも変わったということなのですか。

指導室長 学習指導要領の中での扱いが大きく変わったということはございません。従来から、各小学校、中学校共に各学年で10時間程度の履修ということは、基本的に新学習指導要領になっても変わっているところではありません。

武藤委員 いいです。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、3目学校建築費について説明を求めます。

学校教育課長 139ページになります。

下段でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億564万1,000円、前年度比7,193万8,000円の減となっております。減となります主な理由でございますが、140ページの上のほうになります中学校管理事務費におきまして、令和2年度は、教科書改訂に伴う指導書購入分を消耗品のところに計上しておりました分が減になったこと、またトイレの洋式化等につきまして、中学校施設整備事業として計上していたものが完了によって減額となっております。

続いて、143ページになります。

2目教育振興費5,181万円、次ページになります、前年度比692万3,000円の減となっております。減額の主な理由でございますが、同ページにございます教育用コンピューター管理事業におきまして、小学校と同様令和3年度以降はランニング経費のみの計

上となっておりますので、その分が減額となっております。

145 ページになります。

3 目学校建築費 331 万 1,000 円です。令和 3 年度は、新たに第一中学校の武道場大規模改造に係る実施設計分を計上してございます。

中学校費の説明は以上となります。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 143 ページの運動部活動外部指導者派遣支援事業なんですけれども、先生方の働き方改革ということもあって、なるべく、外部指導員というんですか、そういう方をお願いしようというような流れになっていると思うんですけれども、実際のところはどのようでしょうか、そういう外部指導員は増えているんですか。

学校教育課長 そういった外部の方をお願いしていこうというような流れが国のほうから示されているところなんですけれども、それに伴って大幅に指導員の方が増えたかというのと、そこまではっていないというような実状もございますので、今後そういった人的な面での手配も含めて考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

古川委員 昨年というか今年度は、新型コロナウイルスの関係もあって部活動自体が活動自粛というのがありましたから、そういうことで外部の指導者をお願いすることも逆になかったのかなと思いますけれども、今後のことを考えたときに、やはりそういうふうな流れでいかないと、部活がどんどんどんどん縮小してしまっていて、子供の数も当然減っているわけですから、部活動が成り立たないということもあるでしょうから、外部指導者ということもあるし、あともう 1 つは、ありましたよね、職員と同じ身分で学校の鍵閉めなんかもその先生ができるという。外部指導員はできませんよね、校舎の管理は。そういうことができる方も採用というか配置していくみたいな流れがあったかと思うんですけれども、そういったところは今どんな状況なんですか。

指導室長 国が最終的に構想しているというようなところでお話を伺っておりますが、現時点で、県内の中でも、本当にそういう単独での指導や自ら引率ができる形での外部指導員を雇っているというか雇用しているようなところは、モデル地区の限定されたところのみで、大多数の、ほとんどの、9 割以上の市町村には、学校では、顧問が同席の下で指導ができるコーチ的な、ボランティア的な方へ謝礼をお渡ししているというのが現状かと考えております。

古川委員 分かりました。そういう意味では、部活動という面に関しては、なかなか先生方の働き方改革まではまだっていないというのが現状だということなんですよ。分かりました。

副委員長 今の外部指導員なんですけれども、これになるには、資格要件とか何かいろいろ設定されているんでしょうか。

指導室長 そのあたりの資格についても、明確なものが打ち出されてはおりません。現時点で国や県が検討を進めている段階と認識しております。

副委員長 学校によっては、このスポーツがすごく大会で優勝しているとかいろいろあるんですけれども、そういった強い部活とっては申し訳ないんですけれども、そちらに関して生徒が、特に最近保護者の方が熱を入れている方がいるので、そうした要望なんかは今あるんでしょうか。

指導室長 部活動が強くなるとかスポーツが強くなるというのは、いかに下部団体、小学生の時代とか幼児期の頃からそのスポーツにどれだけ携わっているか、その地域の指導力がどれだけあるかに関わっていると思いますので、また子供の質の変化等もありますから、一概にこのスポーツだけが熱が上がっていて声が上がっているというところは認識していないところですが。

委員長 ほかございませんか。

寺門委員 141 ページの上から2番目、遠距離通学費補助事業ということで8,000円組まれていますけれども、これ多分下江戸地区だと思うんです。門部地区の下河原は入らないのかどうかの確認と、下江戸地区は確か9キロを超えていると思いますので、これ、金額の補助なんですけど、例えば電動自転車の購入代の補助とかでもうちょっと補助を上げていただけるような検討というのはしていただけるんでしょうかという確認なんですけれども。

学校教育課長 現在地区としましては、大内地区と下江戸地区が片道6キロ以上ということで対象地区になっておりますので、その地区限定というようになっているものでございます。金額のさらに上乘せというようなところは、現段階では考えておりません。

以上です。

寺門委員 非常に補助というのは難しいんでしょうけれども、実際小学校はバス通学で、いきなり中学生になるともう自転車になりますので、その辺は、6キロ以上ということなんです、今後また検討のほうをお願いしたいということとどめておきます。

委員長 ほかございませんか。

關委員 140 ページからの全部中学校に載っていると思うんですけれども、役務の提供、手数料なんですけれども、ピアノ調律と庭木の手入れ、これは入札なんですけれども、市内1本で業者が決まるのか、それとも学校ばらばらで業者になっているんでしょうか。

学校教育課長 市内で1本ということではございませんで、学校ごとに必要に、例えば庭木手入れでしたらば、そのときに応じたような業者選定ということでやっております。

以上です。

關委員 それにしても、なんか二中のピアノ調律が異様に高いんですけれども、大体調律は二、三万円の世界なんだけれども、二中だけ異様に高いんですけれども、これは特別な立派なピアノが入っているんでしょうか。

学校教育課長 二中の管理事業の中のピアノ調律ですか。

關委員 ごめんなさい、間違えました。

学校教育課長 そうですね、同じような程度かと思います。

副委員長 141 ページの心の教室相談員の配置事業について、ちょっと詳しく教えてください。

学校教育課長 こちらのほうは、各中学校に1名ずつ配置しておりまして、生徒、保護者、教職員も含めた相談を受けるというような体制でございまして、年間 400 時間、1日4時間から6時間で、週2日から3日程度学校に来校して、そういった相談を受ける体制を整えているというようなものでございます。

以上です。

委員長 ほかございせんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 145 ページでございまして。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費 8,921 万 6,000 円、前年度比 965 万円の減となっております。主な減額の理由でございまして、職員人件費のほうに計上しておりました幼稚園指導員につきまして、小・中学校の相談員と同様に組み替えしたため、その分が減額となっております。

幼稚園費は以上でございまして。

委員長 質疑ございせんか。

古川委員 ひまわり幼稚園の入園予定者の件、小泉議員から一般質問じゃなかったでしたか、今どんな感じですか。応募状況というか、もう確定したんですか。

学校教育課長 そうですね、ぽろぽろと追加とかは何名かはありましたけれども、49名で、その前後一、二名の中の範囲に今現在とどまっているというふうに思います。ほぼそれで確定になるかというふうに思います。

古川委員 49名というのは、4歳児、5歳児ですよ、入園が。4歳児が49名ですか。5歳児で、ほかの幼稚園から来るとかいった子は全くないですか。

学校教育課長 5歳児でも、例えば転入ですとか、あるいはそういったほかの園からというのもまれにございますので、年間数人の増減はしてございます。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、4歳児で49名、何名定員で49名でしたか。

学校教育課長 定員が105人のうち、入園者が49名。ちなみに年長は75名ぐらいだったかと思えます。

以上です。

委員長 ほかございせんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 158ページになります。

中段でございます。9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食調理場費4億2,295万8,000円、前年比3,201万9,000円の減となっております。主な減額の理由ですが、159ページでございます給食センター施設管理事業におきまして、今年度は大規模な消毒保管庫の修繕費を計上しておりました分が、来年度は大規模修繕のほうの予定がないというようなところで減額となっております。

説明は以上になります。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で学校教育課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩(午前11時19分)

再開(午前11時28分)

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

続きまして、議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算(生涯学習課所管部分)を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口です。ほか9名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書につきましては、131ページからになります。また、主要事業説明書につきましては、130ページから136ページとなります。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の131ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、コミュニティスクール推進事業19万5,000円、1万2,000円の減になります。事業費の精算により減となりました。

1項の教育総務費の生涯学習課所管分につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、148 ページをお願いいたします。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1 億 8,070 万 9,000 円、5,032 万 7,000 円の減になります。減額の主な理由でございます。こちら職員人件費でございます。令和 2 年度当初の人件費には、生涯学習課に所管しておりました国体推進室、こちらの人件費が含まれてございました。国体が終了いたしましたので、国体推進室が廃止となりまして、令和 3 年度予算の職員人件費のほうが減額となっております。

次のページ、149 ページをご覧ください。

下の段になります。2 目公民館費 6,092 万 6,000 円、1,437 万円の増になります。増額の主な理由は、151 ページ、こちらの公民館施設管理事業の修繕費、こちらに計画修繕といたしまして、電気設備の受変電設備の更新を計上したことによるものでございます。

続きまして、151 ページ、下の段になります。3 目青少年対策費 771 万 7,000 円、2,000 円の増です。

次に、153 ページをご覧ください。

4 目歴史民俗資料館費 3,770 万 7,000 円、223 万 9,000 円の減です。減額の主な理由でございます。下の段の歴史民俗資料館運営事業、こちらにおきまして修繕料が減額となったこと、また昨年度備品購入で公用車の購入を計上してございましたけれども、令和 3 年度につきましては、備品購入の計上がないことから減額となっております。

次に、154 ページをご覧ください。

中段になります。5 目文化財保護費 545 万 3,000 円、94 万 2,000 円の増になります。増額の主な理由ですが、文化財保護対策事業、こちらにおきまして修繕が必要な文化財の補助金を計上したことによるものでございます。

続きまして、155 ページをご覧ください。

上段になります。6 目市史編さん費 57 万円、99 万 8,000 円の減になります。減額の主な理由ですけれども、市史編さん事務費、こちらにおきまして、令和 3 年度は刊行物の発行がございませんので、印刷製本費の計上がないということによるものでございます。

次に、同じページ、中段になります。7 目図書館費 7,505 万 7,000 円、797 万 3,000 円の増になります。増額の主な理由でございます。図書館管理事業における総合施設管理業務委託、こちらが契約更新の年になりまして、入札の結果、委託料のほうが増額となっております。

5 項社会教育費については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 まず、生涯学習課におかれましては、国体の終了、お疲れさまでございました。感謝申し上げたいと思います。

それで、ちょっと質問なんです、149 ページの成人式開催事業、これについては、非常に開催の是非については難しい判断を市長も教育長も迫られたのではないかなという

ふうにお察ししております。その中で、他市町村が中止、延期が多い中、那珂市ぐらいですよ、みんな周りの市町村中止、延期という中で、開催されたこと、私は非常にうれしく思っています。もちろん、開催するに当たっての感染対策、拡大防止対策については徹底されたということでしょうから、その上でやっていただいたということは、二十歳を迎えた新成人の方に代わって、本当にお礼を申し上げたいなと思います。

今年約70%の出席率ということなんですが、昨年はちなみに何%でしたか。

生涯学習課長 令和元年度につきましては、79.3%の方の参加をいただいております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。約8割、それで、コロナ禍でも7割の方が来てくれたということは、本当にその方たちもうれしかったんだろうというふうに思います。やはり一番心配したのは、感染対策はするにしても、私は本音を言いますけれども、感染しちゃうんじゃないかという、本当に最後の最後まで心配していましたけれども、式典そのものもそうですし、その後のいろんな会合があったんじゃないかなと想像するんですけども、その中で、新成人の方の感染というのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

生涯学習課長 個別に新成人の方が感染したかどうかという情報は、直接はいただいておりませんが、なかったのかなと。いばらきアマビエちゃんの登録はしていますけれども、いばらきアマビエちゃんの登録のほうでのメールのほうが来たという話も聞いていませんので、感染はなかったというふうに捉えてございます。

古川委員 いばらきアマビエちゃんの登録をしていたから、ごめんなさい、そこをもう一回。

生涯学習課長 いばらきアマビエちゃんという新型コロナウイルスの感染対策の登録するメールがあるんですけども、そちらに成人者の方、参加者には全員登録していただいて、スタッフも含めて登録をして開催したということで、そこで感染したということであればそちらにメールが送られてくるというシステムなんですけれども、そのメールも来ていませんし、生涯学習課のほうに成人者が新型コロナウイルスに感染したという話もいただいておりますので、感染はなかったものというふうに考えてございます。

古川委員 分かりました。式典会場に入る際に、全員が登録をしてもらったから、それに対して、「感染しましたよ、気をつけてください」というようなメールがなかったから、ないだろうということで、分かりました。じゃあ、式典はなかったんでしょうけれども、その後の会合とかで、その後、そういうところまでは把握していないということですよ。というか、そういう連絡はもらえないのかな、教育委員会も。

生涯学習課長 式典後の連絡までは、教育委員会のほうにはいただいてございません。ただ、式典の中で、その式典当日におきましても、成人式後のいわゆる食事会とか飲み会については、今回はやめてくださいというような文書も参加者に全員渡しましたし、市長のほうも祝辞の中で、今日は、終われば我慢してみんな帰りましょうというようなお話も

いただきましたので、成人者の方もご理解いただけた部分はあるのかなというふうには
思っています。

古川委員 例えばよくお話を聞くところの同窓会とかクラス会とか、そういうのは多
分なかったんだと思いますけれども、個人的には行ったという話はたくさん聞いていま
すけれども。でも、今把握していないというかなかったと信じて、よかったとしましよ
う。ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

寺門委員 152 ページ、ふるさと教室開設事業というところなんですけれども、主要事業説明
書は 132 ページです。これ、残念ながら、去年は新型コロナウイルス感染症対策のため
ということで中止になってしまいました。やはり今年も、多分コロナがどうなるかちよ
っと分かりませんが、今後また拡大されるということになると、中止をせざるを得
ないという判断をされると思うんですけれども、私が言いたいのは、できる範囲で、
できるだけ開催をお願いしたいというふうに思います。せっかくふるさと教室なので、
本市のよさを認識していただくというのが主目的になりますので、例えば研修先でど
かの史跡とか歴史館だとか訪問するという機会がある場合については、そこが駄目だよ
ということになれば、また違う形で開催をして、ぜひともいろいろとふるさとについて
教えていただきたいということで検討いただきたいんですが、いかがですか。

生涯学習課長 現在も、来年度の実施に向けてメニュー等を検討しているところでございま
すけれども、委員おっしゃるように、できるだけ、人気のある事業でもございますので、
子供たちに地域のことを知っていただくというようなことも大切なことではございま
すので、できる限り実施できる方向で考えていきたいというふうに考えてございます。

寺門委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかがございませんか。

武藤委員 154 ページの文化財保護対策の真ん中辺で、埋蔵文化財の発掘調査とあるんだけれ
ども、これ、どの地区を、どのぐらいの期間予定しているのか。

生涯学習課長 この予算につきましては、申請があったときに使うものですので、現時点では、
どこの地区ということまでは把握できないものでございます。

武藤委員 じゃあ、今の段階では、まだ各地区からの申請はない様子なんですか。

生涯学習課長 個人住宅だったり開発行為だったりというのはあるんですけれども、そうい
った家を建てますというようなことが発生してから調査の依頼がございまして、今の時
点ではどこというものは分かりませんが、あくまでも、そのための予算の計上という形
になってございます。

委員長 ほかがございませんか。

關委員 今の武藤委員の続きなんですけれども、実は戸多地区で歴史の会みたいな組織を立ち
上げようとしているんですね、今現在。十数名で会合を何回か、もう七、八回やってい

ますかね。その地域のいろいろ民俗的なものを調べると。いろんな活動内容がこれから盛りだくさんだと思うんですけども、今も埋蔵文化財の発掘調査に関して、例えば土器なんかも発見されているんです。そういうのを調査しようなんていう。申請した場合に、申請したものが全部通るといえるか、承認されるのでしょうか。

生涯学習課長補佐 萩野谷です。よろしくお願いいたします。

発掘調査につきましては、当初本人からの申請がありまして、それを県に伝達いたします。県のほうで発掘の必要があるかないかという判断がなされまして、発掘調査の必要があるといった場合のみ、市では発掘調査を行っております。

以上です。

關委員 ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 続きまして、157ページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費2,689万4,000円、157万4,000円の増になります。増額の主な理由でございます。保健体育事務費におきまして、令和3年度に全国中学校体育連盟の大会が開催される予定でございます。那珂総合公園を会場に、男子のソフトボール、こちらが開催されますので、そちらの負担金を計上したことによります。

続きまして、160ページをお開きください。

下の段になります。3目体育施設費6,750万3,000円、2億6,262万7,000円の減になります。減額の主な理由でございます。令和2年度におきまして、体育施設管理事業における瓜連体育館、こちらの土地の公有化が完了しました。また、令和3年度の予算書に事業の項目がございませんけれども、体育施設整備事業、こちらにおきまして、令和2年度に、本米崎体育館と瓜連体育館、こちらの大規模改修工事が完了しましたので減額という形になってございます。また、令和3年度の事業といたしまして、161ページの下段、こちらに体育施設個別施設計画策定事業がございます。こちらにつきましては、那珂総合公園以外の体育施設や設備、ふれあいの杜公園とか神崎グラウンドとかございますけれども、そちらの長寿命化等のための計画策定の委託料を計上してございます。

続きまして、162ページをご覧ください。

4目総合公園費1億9,050万7,000円、2,020万6,000円の増になります。増額の主な理由ですけれども、総合公園管理事業では、スポーツホール管理のための修繕料、こちらに受変電設備の更新を計上しております。また、163ページ中段の総合公園施設改修事業、こちらでは、多目的広場と野球場のセフティーウォールの改修工事費を計上して

ございます。また、総合公園個別施設計画策定事業といたしまして、こちらは、那珂総合公園の設備施設の長寿命化を図るための計画策定の委託料を計上しております。こちらの個別施設計画は、戸崎の那珂総合公園のスポーツ施設と歴史民俗資料館を対象に実施をするものでございます。

6項保健体育費につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 まず、161 ページのかわまちづくり支援制度活用事業ですけれども、来年の4月供用開始ということで、もうそろそろそこを利用する市民の利用方法だったり手続だったり、例えばスポーツであればどういう種目で使えるのかとか、そういう具体的なことというのはこれから決まってくるんですか。あとは、有料なのか無料なのか、そういったことはいかがでしょうか。

生涯学習課長 施設の設置管理条例なども含めまして、令和3年度中に進めていきたいというふうに考えてございます。

古川委員 今どんな感じで検討されているんですか。どういう種目が借りられるとか、有料なのか無料なのかとか。

生涯学習課長 今のところ、まだ細かいところまでは検討しておりません。まだ工事中でございまして、上流側のほうは随分芝生も定着しまして、今サッカー連盟のほうと協議をしながら、管理も含めてご相談をさせていただいているという状況でございます。

古川委員 分かりました。

あと、総合公園多目的広場と野球場のセフティーウォールを改修するというご説明がありました。セフティーウォールとは、バックネットの下にあるクッション材みたいなあれですか。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、バックネットのネットの下のところに緑の部分とかがよくあるんですけれども、あの柔らかいものをセフティーウォールというふうに言ってございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。あれ、ぼろぼろでしたものね。ソフトボールとか、私も野球とかやっていますけれども、皆さん要望されていたことだと思うので、ありがとうございます。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

武藤委員 総合公園でネーミングライツとか募集していたと思うんですけれども、その後どのような件数があって、その結果どういうふうになっているか、分かればお伺いいたします。

生涯学習課長 ネーミングライツにつきましては、昨年度の議会でご説明させていただきました。募集を開始したところなんですけれども、現時点におきましてもまだ申込者がいない

という状況でございます。今月末まで延長して申込みを受け付けているところで、新年度におきましても、もう少し募集のほうは継続していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長 158 ページにありますスポーツ教室開催事業なんですけれども、去年はやはり新型コロナウイルスの影響で中止か何かされたのか、ちょっと去年の状況を教えてください。

生涯学習課長 今年度でよろしいですね。今年度前期、6か月分ぐらいの前期の教室があるんですけれども、前期の教室につきましては、ほぼ中止という形で、後期の分につきましては、できるものは実施をさせていただいてございます。

以上でございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、那珂市スポーツ推進計画について説明をさせていただきます。

常任委員会の資料 39 ページになります。39 ページのほうをお開きいただければと存じます。

那珂市スポーツ推進計画について。スポーツ基本法に基づき、スポーツの推進に取り組むに当たり、今後 10 年間の基本方針として、那珂市スポーツ推進計画を策定したので報告いたします。

添付資料といたしまして、お手元に那珂市スポーツ推進計画の概要版と那珂市スポーツ推進計画の本編のほうをお配りさせていただきました。昨年 12 月の教育厚生常任委員会におきまして、詳細の説明につきましてはさせていただきました。本日は、12 月に実施いたしましたパブリックコメントの結果等について、ご説明のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、パブリックコメントの結果。

(1) 募集期間、令和 2 年 12 月 11 日金曜日から令和 3 年 1 月 10 日まで。

(2) 募集結果です。ホームページへのアクセス数が 102 件、意見提出人数はお一人。意見数が 5 件ございました。意見の主な内容でございますけれども、スポーツ少年団の運営に関することやスポーツ少年団の組織に関するご意見がございました。

(3) パブリックコメントによる計画の修正、こちらはございません。

2、策定の経緯。

パブリックコメントの実施後、令和 3 年 1 月 26 日に、第 2 回那珂市スポーツ推進計画策定委員会を開催いたしまして計画のほうをご承認いただきました。2 月 18 日開催の令

和3年第2回定例教育委員会の定例会で議決となりまして、本日の教育厚生常任委員会のほうでご報告をさせていただいてございます。

先ほどお話ししました、お手元にお配りいたしました概要版、こちらにつきましては、今後計画のほうを周知していく上で有効に活用してまいりたいと考えてございます。また、議会の会期中に、全ての議員の皆様には計画書のほうをお配りさせていただきたいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 すみません、ちょっとよく全部中を見ていないんですけども、この推進計画と今年開催される予定の東京オリンピック・パラリンピックとは、なんか関係しているところはありますか。オリンピックについてうたっているようなところはあるんですか。

生涯学習課長 直接オリンピックについてうたっているところはないんですけども、一昨年、国体なども開催されまして、今回オリンピック・パラリンピックが開催を予定されておりますけれども、今そういったスポーツに対して市民の意識が少し盛り上がってくる中、こういった計画を作成して今後進めていきますというような表現は入ってございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

關委員 先ほどちょっと見ただけなんですけれども、本編の20ページに、市のスポーツ推進委員という、種目と人数が載っているんですけども、サッカーはなんで入っていないんですか。

生涯学習課長 スポーツ推進委員なんですけれども、地域のまちづくり委員会とかそういったところからの推薦もいただきながら推進委員のほうを任命させていただいているんですけども、なぜかサッカーの方がこれまでもいまして、今確かに野球よりサッカーが主流にはなっているんですけども、これからそういったいろんな種目の委員をお願いしていくというの考えながら進めていかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

寺門委員 ざっくりは見せていただいたんですけども、それぞれ4本の柱で、みんなで楽しみましょう、そのほかありますが、那珂市の目玉として、スポーツをこれだというものを、それぞれの4項目あるんで決めてというか、そういうのもあると皆さんもっと親しみやすいのかなという気はするんですが、みんなでスポーツですとか、いつでもスポーツ、未来につなげるスポーツ、あと支えるスポーツということで4項目あります。それぞれで、支えるのはバスケットとか野球とか実際提携しながらやっていますけれども。サッカーもそうですね。那珂市の特色を出していけるものをなんか一つ、それぞれ持つておいてほしいなというのが正直な感想なんですけれども、幅広くどれでもということ

でやられています、最近ではサイクリングで皆さん参加しましょうということも言っていますけれども、例えばスポーツ競技でいうと、ボルダリングなんかもそんなにまだメジャーにはなっていないですし、那珂市で全国大会みたいなのができるようになれば、もっといいなというふうには思うんですが、そういうことで、那珂市らしさというのを
出していけるものを何か1個検討いただけたらなというふうに思います。いかがですか。

生涯学習課長 確かに那珂市はなんのスポーツなのかと言われたときに、確かに委員おっしゃるとおり、これだというものは今のところ感じるものはないのかもしれませんが、今後長期的な計画を推進していく中で、そういった特徴のあるものが何かできてくればいいのかなというふうには私どもも考えてございますので、委員おっしゃるとおり、検討しながら進めていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門委員 それともう1点、スポーツ少年団ですが、残念ながらスポーツ少年団には加盟していないスポーツ団体がありますよね、幾つか。それは、あえて参加しないというふうに表明しているのか内容はよく分かりませんが、これで少年団は全て網羅されているとお考えですか。スポーツ関係、那珂市内、各種団体さんがいますけれども、漏れはないですか。

生涯学習課長 少年団として活動している、登録している団については、スポーツ推進室のほうで管理してございます。また、新たにスポーツ少年団に登録したいとかそういった団体がございましたら、ぜひ総合公園のスポーツ推進室のほうにご相談いただければ、スポーツ少年団の立ち上げのことだったりというお話もさせていただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

寺門委員 どうしても登録をしなきゃ少年団としての扱いはしませんよという意味なんですよけれども、少年団に登録されていないと、はっきり言えば面倒を見ませんよという話ですよ。そういうことではないんですか。私はそういうのがあってはいけないという話をしているんですが、広く、この計画で言うのであれば、スポーツは皆さん愛好する方やりましょうねという話でしょうから、少年団に登録していないから管理とか補助とか外れますよとかいうことなんだと思うんですよ、あえて。その辺はどうなんですか。少年団にあえて登録しなくても活動されている団体はあると思いますので、その辺で、広く那珂市としても、例えば団体への入団を進めるだとか。全部網羅されているというお考えであればいいんですが、そうじゃない方もあるやに聞いておりますので、そういう方々のところも、やはり広くスポーツを愛好していくということであれば焦点を当てていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

生涯学習課長 少年団に登録されていない活動、組織みたいなものも確かにあるのかなというふうには思いますけれども、市の施設だったりを利用していただくのは、それは当然できますので、そういった中で活動のほうを進めていきながら、もし少年団として活動を

改めてしていけるような体制が整えば、スポーツ推進室のほうに相談いただければいろんなご相談もできると思いますので、もしそういった方がいらっしゃれば、お伝えいただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

寺門委員 分かりました。相談をいただければ相談に応じるということですね。

委員長 ほかがございませんか。

古川委員 以前私、一般質問で、ニュースポーツとか軽スポーツとかという道具を総合体育館には置いてあるけれども、やはりいつでもどこでもというふうに考えたときに、コミュニティセンターだとかそういったところにも置いていただけるとありがたいというような質問をさせていただいて、そのときのお答えが、スポーツ推進委員とご相談をして考えていくということだったと思うんですけども、その後何か進捗状況といたしますか、どういうふうになっているか教えていただけますか。

スポーツ推進室長 柴田と申します。よろしくお願いいたします。

その後、コミュニティセンターのほうに置くという部分につきましては、まだちょっと協議のほうはやっておりません。道具のほうにつきましては、ひまわりスポーツさんと相談しながら、どういうものを今年度買おうとか、そういうのは相談しまして、新たな道具については、ひまわりスポーツさんのほうで、ちょっと別ところで補助金を頂いているので、そちらでうちと協議をしながらそろえていただいております。

古川委員 そろえていただくのは、それはそれでいいんですが、それを総合公園に置くのか地域に分散して置くのかというところが気になるんですけども、その辺はいかがですか。

生涯学習課長 各コミュニティセンターのほうに配置できれば、確かにいつでもスポーツという形が広がっていくというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、施設のほうにつきましても、保管する場所だったり置場所だったりということもございまして、今後引き続きご相談をしていきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

古川委員 それぞれの例えばコミュニティセンターに置くということは、その数分だけ用意しなきゃいけないということにもつながっちゃうというのも理解します。それから、ニュースポーツとかと言っても、いろんな種目がありますよね。どれを例えば用意するのであれば用意するのかというところも検討しなきゃいけないでしょう。その辺は予算の関係もあるのでよく理解はしていますけれども、なるべく、総合公園で1本で置いて、やりたかったら来てください、取りに来てくださいというやり方ももちろんありますでしょうけれども、地域にいついってもその道具が置いてあって、やりたいスポーツができるという環境が理想かなと思うので、引き続きご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩（午後0時05分）

再開（午後1時00分）

委員長 では、再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算（健康推進課所管部分）
を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予備費、3目健康増進事業費
について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の加藤です。ほか関係職員2名が出席しております。着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、予算書84ページから86ページになります。また、主要事業説明書につきましては、71ページから75ページとなります。

それでは、84ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億2,322万4,000円でございます。健康推進課、環境課職員人件費のほか、献血推進事業、休日・年末年始における軽度の救急患者診療のための休日診療委託事業、それから、常陸大宮済生会病院への運営負担金、水戸市が中心となって周辺8市町村と協定を締結しました県央地域定住自立圏連携事業等への各種負担金、総合保健福祉センター運営に係ります総合保健福祉センター管理事業等における事業予算でございます。

前年度と比較しまして1,651万1,000円の増額となっております。増額の内訳としましては、職員人件費の増のほか、休日診療委託事業の小児科医の追加による委託料の増によるものでございます。

続きまして、86ページから89ページをお願いいたします。

2目予防費、本年度予算額1億9,497万3,000円でございます。予防接種法に基づきました定期予防接種や任意予防接種事業のための予防接種事業、妊産婦や乳幼児の健康診査等を実施するための母子健康診査・健康相談事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、不妊治療助成に係る事業、令和3年度までの時限措置として風しんの追加的対策を行う緊急風しん抗体検査等事業、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築するための子育て世代包括支援センター事業でございます。

前年度と比較しまして960万9,000円の減額となっております。減額の内訳としましては、予防接種事業の委託料、母子健康診査・健康相談事業の委託料、緊急風しん抗体検査等の事業の委託料が減額となっております。

続きまして、89 ページから 90 ページをお願いいたします。

3 目健康増進事業費、本年度予算額 5,256 万 1,000 円でございます。疾病の早期発見や健康の保持増進を図るため、生活習慣病予防検診や各種健康診査事業、また、胃がんや大腸がん等の各種がん検診や乳がん、子宮頸がんの検査の対象者のうち、特定の年齢の方へ無料クーポン券等の配布により、女性がんの検診を勧奨しますがん検診推進事業、それから、那珂市食生活改善推進委員協議会への団体補助事業等に係る事業予算でございます。

前年度と比較しまして 278 万 7,000 円の増額となっております。増額の理由としましては、主のがん検診推進事業の委託料単価の上昇による増額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で健康推進課所管部分を終了いたします。

保健福祉部長 すみません、先ほど午前中の補正予算の説明の際に、令和 3 年度の補正予算を最終日に提出させていただくという話のちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

財政課長が言いましたとおり、1 月の半ばぐらいまでに予算を固めなくちゃならないということで、どうしてもその後、接種の方法等、医療機関との調整等もございましたので、当初予算には当然間に合わなかったということで、やり方としては、令和 2 年度で繰越しということもありましたけれども、一応、令和 3 年度の補正予算ということで、最終日に提出させていただくということで、この間、寺門議員の一般質問のときにも答弁の中でその辺のお話をさせていただきましたが財政課のほうとおおむね調整も済んでおりまして、額としましてはおおよそ 4 億 7,000 万円ほどの補正となります。そのうちの、先ほど古川委員からありましたとおり、ワクチンの接種料、1 人当たり 2,070 円かかるんですけれども、それがやはり一番多くなりまして、それが 2 億 5,000 万円ほど、そのうちかかります等々、先ほどのコールセンターの部分だとか、あとはディープフリーザーの工事費だとかを合わせますと 4 億 7,000 万円になるということで。その歳入につきましては、基本的に国の補助金と負担金で 10 分の 10 ということになります。

本来であれば、委員会での審議ということではございますけれども、時期的にちょっと間に合わなかったものですから、最終日に提出をさせていただくということで、前日の全員協議会のときに詳細はご説明をさせていただきたいと思えます。すみません、よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑のほうは全員協議会のほうでよろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午後 1 時 07 分)

再開（午後 1 時 08 分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（社会福祉課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、3 目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の平野です。以下、職員 3 名と出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

予算書 65 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

なお、主要事業説明書は 40 ページからとなります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 8 億 3,812 万 3,000 円。このうち 65 ページの職員人件費、67 ページ上から 4 つ目の外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業及び 5 つ目、国民健康保険特別会計繰出金、以上の 3 事業を除く 10 の事業が社会福祉課の所管となりまして、総額は 8,945 万円となります。

予算書 68 ページをお開きください。

戦没者追悼式典開催事業につきましては、3 年に一度開催している式典費用となります。次年度、令和 3 年度が開催年となります。

その下、包括的支援体制整備事業は、主要事業 40 ページになりまして、予算額は 1,676 万 2,000 円となります。

以上となります。

予算書 69 ページをお開き願います。

中段になります。3 目障害福祉費 14 億 6,843 万 1,000 円です。

予算書 70 ページをご覧願います。

下段、障害福祉サービス給付事業です。主要事業説明書は 41 ページとなり、予算額は 13 億 656 万 6,000 円です。障がい者数の増加や障害福祉サービス制度への理解及び利用が進んでいることにより、自立支援のサービス給付費、障がい児の通所給付費が増えており、昨年度より増額となっております。

予算書 71 ページをお開き願います。

上段、地域生活支援事業です。予算額 1 億 1,365 万 4,000 円で、主要事業説明書が 42 ページとなります。令和 3 年度から、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後に備え、居住支援のための機能を整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する地域生活支援拠点事業を始めます。

以上となります。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 70 ページの障害福祉サービス給付事業 13 億円ほど予算を組まれていますが、扶助費のところでは自立支援サービス給付費、これが 10 億 6,000 万円、それから障害児通所給付費 2 億 1,400 万円で、これは昨年から比べて約 1 億円ぐらいいは増になっているんで、その要因と、利用者増ということであれば、どれぐらいい増えるというふうになっているのか伺います。

社会福祉課長 ご説明いたします。

自立支援サービス利用のこの項目につきましては幾つかございますが、主なものとして、重度訪問介護、こちらが約 870 万円ほど昨年度の予算と本年度の決算額の見込みで増になるところがございます。また、生活介護においては 430 万円、グループホームにつきましては 1,600 万円、同様に就労移行支援が 1,600 万円、就労継続支援の訓練施設につきましては 1,700 万円程度というような増額を見込んでございます。

また、通所、未就学児を対象とするようなものも含まれますが、障がい児の通所給付費につきましては、児童発達支援、こちらは就学前のお子さんを対象としていますけれども、こちらについては約 2,000 万円。放課後等デイサービスにつきましては 2,100 万円、こちらが昨年度、令和 2 年度との差を見込んでございます。

寺門委員 それは単純に対象者が増えるという見込みで増えるということなんですか。

社会福祉課長 人数として大きく増えるものとそうでないものがございますが、人数的な差というのは、実は分析した結果、大きくはございません。利用の形態の理解が進んで、使えるサービスを利用する方が増えたというふうな認識でございまして、複合的に利用する、デイサービスを使いながら土日は日中一時を使うとか、そういうような生活の過ごし方というのが周知されてきたというふうには受け止めております。

以上です。

寺門委員 サービスの利用がやはりよく分かっていただけるようになったということなんですね。分かりました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、2 目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書 83 ページをお開き願います。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 7,849 万 1,000 円です。

続きまして、84 ページをお開き願います。

2 目扶助費 5 億 3,172 万 2,000 円です。こちらの生活保護扶助費につきましては、主要事業説明書は 43 ページになります。

令和3年1月1日付の生活保護世帯と被保護者世帯数は、今年度当初と比べ世帯数については9世帯の減、被保護者数は9名の減となっており、医療費扶助費や住宅扶助費を減額しております。

説明は以上となります。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 この前、新聞にも掲載されていましたが、生活保護費が減、申請が減というのかな、という記事が載っていましたが、那珂市においても同じように減っているということで、何か原因ってあるんですか。私個人的には、新型コロナウイルスの関係で雇用情勢の悪化とか、逆に伸びても不思議じゃないのかなと思っていたんですけども、それが減っているというのは何か理由があるんでしょうか。

社会福祉課長 委員おっしゃいますとおり、生活保護決定の人数そのものは減でございますけれども、相談件数、いわゆる窓口で生活保護が受給できるか、もしくは困窮しているというご相談についてはかなりの件数、令和2年度になりましてから大幅に増えている。もちろん社会福祉協議会のほうの福祉相談センターとか、ひだまりに設けてございますが、そちらのほうにも相談も行きますし、当課の窓口のほうにもご相談に見えるという形ですので、全国的にはかなりの相談件数というのは見られるのかなというふうに認識しております。

古川委員 そうでしょうね、相談はかなりの数になっているんだと。ただ、私が聞いているのは、なぜその決定件数が減っているんでしょうかという話なんですよ。逆に言えば、相談が増えているのに決定が減っているということは、相談はしたけれども、認められていないということでしょう。認められていないケースがかなり多いということですよ、決定件数が少ないということは。だから、その決定件数が少ない、減っている理由は何でしょうかということです。

社会福祉課長補佐 生活保護相談件数は増えておるんですけども、実際に相談にはたくさん来ているんですが、実際に申請に至るケースが今のところあまり多くない。特に去年、コロナ禍になってから、那珂市については相談件数を比較したところ、一昨年よりは去年のほうが相談件数が少なかったんです。実際なぜかという、今、生活困窮の事業というのがどんどん充実されていまして、コロナ禍においてどんどん緩和されているんです。そちらのほうに流れていって、そちらのほうの相談件数、決定件数が増えているというのはこちらのほうでも把握しているんですけども、今のところは生活保護のところまで回ってきていないというのが現状だと那珂市のほうでは分析しております。

以上です。

古川委員 回ってきていないというのがよく分からないんですけども、だから、そこまで至っていないということですよ、おっしゃりたいのはね。それはそれでいいんですけども、だから、この間新聞にも出たように、これは全国的な例として、申請が減ってい

るという記事なわけですよ。減っているのはなぜなんだと。つまり生活保護を決定される要件が例えば厳しくなったんだとか、何かそういう理由があるんでしょうかということを知りたいんです。

社会福祉課長補佐 減っている理由とすると、正直、逆にですね、生活保護の規定についてはどんどん緩やかになっている。この間も新聞記事に載ったと思うんですけども、扶養義務の調査については、民法の規定上、扶養義務を調査しなければならないというところが今までは 20 年という規定だったんですけども、それが 10 年に変更になっていたりと、生活保護の規定についてはどんどん緩やかになっていっているのが現状です。この間、多分、新聞記事で減っているというのは、今までは減っていたんですけども、今年度についてはちょっと増えているという新聞記事だったと思うんですが、うちのほうとしても、基本的に、先ほど申し上げたとおり、相談件数も昨年からは全然なくて、ここ最近ずっと相談件数が増えてきて、申請件数も増えているという形になっています。申請件数が増えたから、何で決定にならないのかっていうと、実際に生活保護については法的にちゃんと規定がありますので、その規定に満たなければ、当然、却下という形になりますので、実際的那珂市において増えている、減っているというのは、世情も関係すると思うんですが、那珂市においては今そういった状況になっているというふうにご理解いただければと思います。

古川委員 説明は分かりました。ただ、新聞には、生活保護の申請は国民の権利ですからと、どうぞ遠慮しないで申請してくださいみたいを書いてありましたよね。だから、申請はたくさんしてもらっていいと思うんですけども、それで、規制は緩和されていると。だけれども、認められていないということなんですよ、現実には。なぜそうなるのかよく、別に社会福祉課が悪いわけでも何でもありません。ちょっとその辺は素朴な疑問ですよ。

社会福祉課長補佐 生活保護の規定、確かに申請権の侵害という形で、那珂市においては、申請したいといった方には必ず申請書を渡して提出を促すというような作業を行っておりますが、当然、あからさまに収入がある方もいらっしゃるわけです。したいと言ったから、うちのほうでは当然渡します、申請も受理します。そういった方が実際通るかというところ、正直、分かっていると思うんですが、なかなか通らないのが現状だと思います。

ですので、ここ最近の生活保護却下件数というのも見ていただければと思うんですが、却下件数のほうもだんだんここ最近は増えている状況にありますので、規定に基づき、うちのほうは判断しているという形になっております。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

寺門委員 同じく 84 ページの生活保護扶助費の上、生活困窮者自立支援事業、今の話の裏返

しで、どうしても生活保護は敷居が高い、あるいは窓口の対応云々という話も実際、市民の方から聞くんで、そうすると、こちらのほうで扶助費で住居確保給付金が増えていますよね、去年よりも大分。扶助費そのものがね。一時生活支援費も多分含まれているんで、こちらで増えているというのは、去年もそうなんですけれども、生活保護からの一歩前の段階でこっち利用というか、そういう意味合いがあるんですか、これ。

社会福祉課長 住居確保給付金、昨年度補正のほうで上げさせていただいたことがございます。こちらこれまでの要件ですと、就労の作業といいますか、ハローワークへの相談というのが要件になっておったんですが、こちらが緩和されまして、コロナを原因として減収、もしくは仕事を失ったという方が就職活動をしなくても一定程度の住居費についてを受け取れるという制度がございます。昨年度上げさせていただいたのは月額4万1,000円程度のものというので一定程度の人数と月数のほうを上げさせていただきました。これは那珂市に限ったことではございませんので、全国的にかなりの方がこの住居確保給付金を活用しまして、暮らしを続けることができているというのも、先ほど言った保護の以前ということになるかと思えます。こちらの金額が大きなものかと思えます。

寺門委員 ということは、新型コロナウイルスの影響を受けた方々の救済で増えているということですよね。その生活保護まではいかないんですけどもということなんですよね。そういう方と、本当に生活保護を受けたい方も、何でしょう、個人の何でしょうね、どうしてもそれは嫌だっていう、受けたくないという方もいらっしゃるんで、そういう方は実際受けていないんで、最終のセーフティーネットということも考えるのであれば、やはりそこもきちんと受けていただけるような、本人が嫌だというのは、これは絶対無理な話にはなるんですけれどもね。その辺もちょっとご相談いただいたときの対応も考慮というか、やってはいらっしゃるんでしょうけれども、一部ではちょっと敷居が高い、偉そうにしているという話も聞くんで、やはり相談に来た方に対しては優しい対応をひとつよろしく願いしておきます。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市障がい者プラン策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 それでは、那珂市障がい者プランの策定についてのご報告をさせていただきます。

常任委員会資料21ページとなります。

資料といたしまして、かがみ文の後ろに概要版並びに本編をつけてございます。

昨年12月の常任委員会で作成の中間報告として、年明けの1月5日から3週間、パブ

リックコメントを実施しております。結果につきましては、意見や質問等はございませんでした。

今回は、完成の報告となりまして、内容については既に 12 月に説明をしております、誤字、体裁の調整はしておりますが、大きな変更はございません。

今回については、概要版、カラーのパンフレットのものを用いて計画の概要についてを説明いたします。

かがみ文の下の概要版、カラーの 1 ページをお開き願います。

策定の趣旨でございますが、障がい者施策の内容や事業の見直し、支援施策の計画的な推進であることをうたっております。

中段以降では、プランを構成する 3 つの計画の位置づけと、内容及び根拠法令を、市のほかの計画との相関関係と、今回は SDG s の取組を新規で載せてございまして、右側、2 ページ目に移って計画期間を示してございます。

中段以降では、計画の対象者は障がい者のみならず、市民や事業者など広く含まれること、計画には障がい者当事者はもとより、アンケートなどを通じて多くの広い意見を反映させたことを書きました。

3 ページをお開き願います。

計画の理念でございますが、「ともに暮らし ともに輝くために」を前計画から継承し、実現のための施策を 3 つの基本視点で実施することを、隣の 4 ページに移りまして、それらを踏まえた 6 つの基本目標に分け、施策の方向を整理してございます。

5 ページから 6 ページにかけましては、障がい者を施設、病院から地域での生活へ移行することへの支援をはじめとする国が示します 7 つの指針と考え方について、市における令和 5 年度を目標年度として設定する成果目標を記載してございます。

最後、7 ページでございますが、障害福祉サービス・地域生活支援事業の令和 5 年度までの見込み量を一覧にまとめてございます。

正式な印刷物につきましては、納品され次第、今議会中に全議員のお手元に配付をいたします。

説明は以上となります。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 32 分）

再開（午後 1 時 33 分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（こども課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 こども課長の篠原でございます。ほか 6 名が出席しております。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、予算書に基づきましてご説明させていただきます。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

なお、主要事業説明書につきましては 46 ページになります。

予算書は 73 ページをお開き願います。

中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費、予算額 3 億 8,656 万 8,000 円。医療
福祉費、いわゆるマル福制度でございます。妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度心身障
害者に係る医療費助成制度の事務費及び扶助費でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今、外来が 1 医療
機関ごと 1 回 600 円、月 2 回限度まで、自己負担額がですね。入院の場合は 1 日 300 円、
月 3,000 円程度が限度ということなんですけれども、ちょっと素朴な疑問で、この 1 医
療機関というのは、歯医者さんも含まれるんですって。

こども課長 含まれておりまして、それぞれの医療機関ごとということになります。

古川委員 歯医者さんも含まれると。

もう一つ、高度医療、例えば、高度医療といってもいろいろあると思いますけれども、
言えば分かると思いますけれども、高度医療なんかもこの限度額の負担額で済むんです
か。

こども課長 保険該当医療ということであれば、マル福の制度の対象ということになります。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、2 目児童措置費、
3 目保育所費、4 目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、74 ページをお願いいたします。

下段になります。

主要事業説明書は 47 ページから 51 ページでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 1 億 1,529 万 4,000 円、

前年度と比較いたしまして 1,766 万円の増となっております。増額となった主な理由としましては、77 ページをお開き願います。

上から 2 つの事業が新規事業となりまして、保育所等感染症対策事業の 1,302 万 2,000 円は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためにマスクや消毒液などの衛生用品、感染防止のための備品購入など、保育所などを安全に運営するためにかかる費用につきまして、国庫補助対象となることから、保育園や学童保育所など、対象となる施設分を一つの事業にまとめて計上したものでございます。

その下のライフデザインサポート事業の 263 万 9,000 円につきましては、令和 3 年度から少子化対策事務というものをこども課所管で進めていくことに伴いまして、結婚支援のふれあいパーティー開催支援事業を市民協働課から、中学 8 年生を対象としたライフプラン教育のライフデザイン形成支援事業を政策企画課からこども課にそれぞれ事務移管したことによるものなどでございます。

続きまして、同じく 77 ページの下段になります。

2 目児童措置費、予算額 24 億 1,385 万 4,000 円、前年度と比較しまして 1,693 万円の減となっております。

このページの下から 3 つ目の児童手当支給事業では、対象者の減によりまして 3,900 万円の減。

その下の民間保育所等児童入所事業は、保育園等への入所率の高まりなどによりまして 2,425 万円の増。

78 ページに移ります、中ほどの民間保育所等整備事業は、認定こども園の改修に係る費用の補助や新たに保育施設整備に関する審査委員への謝礼などによる新規事業でございまして、637 万 9,000 円の増。

その下の子育てのための施設等利用給付事業は、令和元年 10 月からの保育料無償化に伴い始まった事業でございますが、令和元年度補正予算にて、令和 2 年度は当初予算から計上してございますが、これまでの実績を鑑みまして 1,878 万円の減。

この目の最後にあります保育士就労支援事業は、産休でお休みする保育士の代替職員を雇用した際に差額を補助するという新規事業となりまして、900 万円の増となっております。

これらをトータルしまして 1,693 万円の減額となっております。

続きまして、78 ページ、下段でございます。

3 目保育所費、予算額 2 億 4,874 万円、菅谷保育所と地域子育て支援センターつぼみの管理と運営などに係る予算でございます。

次に、少し飛びまして、82 ページをお願いいたします。

中ほどになります。

4 目発達相談センター費、予算額 214 万 8,000 円、こちらはこども発達相談センター

すまいるの運営に係る経費でございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 民間保育所の児童の入所者数とか、あと待機児童の数とか、この後、アクションプランの策定についてのあれがありますが、そこで詳しく聞きますけれども、取りあえず主要事業の 48 ページの表の見方だけちょっと教えてほしいんですけども、事業内容のところの令和 3 年度施設型給付費見込みというところに定員数とあって、これがそれぞれの保育園の定員数と考えてよろしいんですね。それで、この定員に対して実際の入園者数というのかな、下の月平均の、例えば大成学園額田保育園の 71 名、これが実際の入園者数と考えればいいんですか。

こども課長 上の段がその定員数ということになっておりまして、下の段が実績、月平均という人数になってございます。おっしゃるとおりでございます。

古川委員 私が言ったとおりでいいんですね。定員数と実際の入園者数その月平均というところに書いてある人数と。分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかございませんか。

寺門委員 78 ページの下から 2 番目です。保育士就労支援事業ということで、事業説明書は 49 ページですかね。こちらは民間保育所等の保育士が出産の場合、代替の職員の雇用ということの経費ということで、5 人を想定していらっしゃるということなんですけれども、これ新しい事業ですよ、たしか。それは分かりました。それで、代わりになる方の保育士は、当然確保しなきゃならないんですが、そちらについては保育士バンクですかね、保育士等の人材バンクがあって、そこに登録された方からその対応をされていくんだろうなというふうには考えるんですが、その人材バンクへの今、登録人材ってどれぐらいいるのかということと、あともう一つ、保育士確保のところ、就労支援ということでは、保育の職場見学もやっていますよね、去年から。こちら 5 名だったですかね、去年はたしかね、実績があるようですが、それについてもこの新しい事業の就労支援事業の中に非常に密接に絡んでくるんで、その辺の状況もどう考えているのかちょっと伺いたいと思います。

こども課長 まず、保育士就労支援事業でございますけれども、想定しているのは、寺門委員おっしゃるとおり、人材バンク、県の人材バンクではなくて、民間での人材派遣といたしますか、そういったことを想定しているところでございます。県のほうの人材バンクの登録につきましては、ちょっとすみません、今数字は把握してございませんので、後ほど調べて資料で提出したいと思いますけれども、人材派遣会社ですかね、そちらのほうから派遣をしていただいたときの費用、そういった場合について、その額をお支払いしたいというふうな事業でございます。

もう一つ、ツアーのほうにつきましては、昨年度から実施いたしましたけれども、こち

らにつきましては、特に予算が必要ございませんので、この事業、保育士就労支援事業とは当然絡めてはまいりますけれども、引き続き継続して、ここの予算上は出てきませんけれども、実施はしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

寺門委員 今回のその新しい事業については、民間の人材派遣会社から採用するということになるわけですね。例えばハローワークですとかからの申込みがある場合は、そちら、公平にその人材登用はしていくんでしょうけれども、その辺はどうなんですか。何が何でも民間の人材会社からということではないんでしょうけれども、優秀な人材をとということではないかと思うんですが。

こども課長 趣旨としましては、保育士が産休によって1人抜けてしまって、預かる数に変動があってはいけないと。安定した保育をしていただきたいというのが第一にありますので、市で補助する部分としましては、今まで勤めていた方に払っている給与と新しくその期間だけ雇用した方の差額の部分について補助しようという考え方でございますので、民間の人材派遣に限ったことではないということでございます。

寺門委員 分かりました。

副委員長 75ページの学童保育事業で、主要事業説明書47ページになるんですけども、入所状況を見ますと、令和3年度の見込みが定員オーバーするところがあるようなんですけれども、この対応は、何か支援員を増員するとか何か対応されるのでしょうか。

こども課長 若干、ここの表でいきますと、五台学童保育所ですかね、ここが見込みと定員でいきますと、定員のほうが若干少ないということになりますけれども、学童支援員ですかね、その数につきましては十分に確保した上で支援をしていくということで考えてございます。

副委員長 あと、このコロナ禍になりますので、ソーシャルディスタンスじゃないですけども、密にならないようなそういう対応がこの児童数でも大丈夫ということによろしいのでしょうか。

こども課長 この登録されている方が全て毎日来るということではございませんので、大体ここから7割、8割ぐらいの利用が毎日の数ということで考えてございますので、これまでもそうでしたけれども、しっかりと安全対策を取って対応していきたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかがございせんか。

古川委員 今の関連して、学童って今、ちょっと前までは何か3年生までだったんですけども、今6年生までオーケーになったんですよね。それも含めての定員と希望入所者数なんですか。

こども課長 こちらに記載しているのは、1年生から6年生までの数ということでございます。

古川委員 6年生までになったのに、定員に対してこれしか入所希望者がいないということな

んですね、そういうことですよ。分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、未熟児養育医療費給付事業について説明を求めます。

こども課長 ページは86ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予算額1億9,497万3,000円、このうちこども課の所管となりますのが87ページの一番下にあります未熟児養育医療給付事業の180万1,000円でございます。令和2年度と同額でございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画待機児童解消等アクションプランの策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 それでは、続きまして、こども課でございます。よろしく願いいたします。

常任委員会資料の23ページをお願いいたします。

第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画待機児童解消等アクションプランの策定についてご説明をさせていただきます。

このアクションプランの策定につきましては、昨年12月の第4回定例会におきまして、保育所の利用者負担額の減額見直しについてご説明した際に、一度簡単にご説明をしたところでございますが、そのアクションプランを策定いたしましたので、改めて常任委員会のほうにご報告をさせていただくものでございます。

23ページの上からでございますが、こども課では、昨年3月に第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、この計画に基づき様々な施策を実施しているところでございます。ですが、委員の皆様もご承知のとおり、現在、待機児童が生じているという状況でございます。その解消を図るべく、近年の保育ニーズ等に関する傾向から、その原因や課題を見極めまして、保育施設の新増設に関する今後の見通しや対策などを盛り込んだアクションプランを新たに策定しまして、待機児童ゼロを目指していくというものでございます。

1のこれまでの経緯ですが、2回の子ども・子育て会議の開催、それと市内に10あります保育園などの施設長との会議を2回、市内に2つあります私立幼稚園との意見交換、それと各種アンケート調査などを行ってまいりました。

2のプランの主な内容につきましては、2枚目以降のアクションプランの概要版でご説

明いたします。

1枚めくっていただきまして、1ページになります。

1のアクションプランの目的は、先ほどご説明した内容と重複するので割愛させていただきます。2の第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の方向性でございます。

昨年3月に策定しました計画の中でも、待機児童解消の取組について触れておりますが、まず、量の確保としまして、待機児童解消に向けて地域型保育施設を取り入れるなど、ゼロ歳から2歳の利用定員の確保に努めますとし、その下の具体的施策としましては、年々増え続ける保育需要に対応するため、民間活用による保育所整備を推進するとともに、保育内容や保育の質の向上を図ります。それと、希望の多い低年齢児の保育ができるよう、受入れ枠の拡大に努め、確保しますと計画をしているところでございます。

今回のアクションプランにつきましては、この現行の計画に沿ってより具体的な整備手法等について策定をするという位置づけとしてございます。

その次の2ページ目からは、3、現状の把握から見えてくる課題と対策の方向性についてまとめたものとなっております。アクションプランの本編には、今からご説明する内容の基礎資料データなどを掲載してございますが、子供の数や保育所等の利用人数、待機児童発生状況、保育所の入所審査件数、女性の就業率、住宅の建築状況調べなど、直近の5年間の推移を調査分析しまして、その結果に基づいたものをここに記載してございます。主立ったところを触れていきたいと思っております。

まずは、子供の数と利用率の高まりの現状・課題の2つ目のポツでございますが、ここ5年の保育施設の利用率は平成27年度で28.51%だったところ、令和2年度は42.91%と14ポイント以上急増しているという状況でございます。このために子供の数は減少しているものの保育園を利用する子供が増えているということが分かります。

また、その下にあるとおり、女性の社会進出の高まりや育児休業から復帰する制度の定着化が進んでいるとも言えると思っております。

これらを主な要因としまして、ゼロ歳から2歳の未満児を中心に待機児童が発生しているものというふうに考えてございます。

次の地域性では、やはり菅谷地区の子供が多く、待機児童も菅谷地区が多い傾向にございます。住宅建築件数も突出して菅谷地区が多く、それに続いて指定対象区域のうちでは中台、津田地区も伸びているという状況にございます。

3ページのゼロ歳から2歳を中心とした施設では、待機児童の中心がゼロ歳から2歳であり、推計でもこの未満児の保育量が不足する見込みとなっております。今回のアクションプランでは、このゼロ歳から2歳の未満児の待機児童解消をメインに考えることとしてございます。

3歳以上児の施設では、3歳以上児の需要に対して全体の供給量は充足しており、新たな施設の必要性は低いというふうに判断をいたしました。

なお、幼稚園につきましては、定員割れが生じているという状況にあるために、保育園と幼稚園の連携について検討が必要であるというふうに考えてございます。

4 ページにまいりまして、上の段でございます。

菅谷保育所の運営と大規模改修については、開所から 27 年が経過しようとする菅谷保育所は老朽化が目立つようになってきておりまして、公立保育園の役割を明確にして、適正な規模と適切な機能をもって施設の改修を計画していくことを検討し、市内の保育施設の調整役としての保育所運営を図っていくこととしております。

下段の保育士の確保については、これまで保育士は都市部に流れるという傾向がありました。ただし、今年度に限っていえば、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、新卒の保育士は地元志向が強くなっているというところではございますが、隣接市の保育施設では、施設はあっても保育士が確保できないという状況にあると聞いております。新たな保育施設を整備する場合でも、保育士確保が課題となるということから、小規模の地域型保育事業や既存施設の増設、分園であれば、その影響は少ないのではないかとこのように考えてございます。

また、市の独自事業としても、保育士の確保のための施策について検討していくこととしてございます。

5 ページからは、4、保育の供給量の計画としまして、ゼロ歳児、1 歳児、2 歳児、3 歳以上の需要と供給のバランスを推計した表でございます。

例えばゼロ歳児では、令和 5 年の定員が 96 人のところ、保育の見込み量は 120 人と推計しておりまして、24 人の不足が生じる見込みとなることから、短期的には 10 人から 20 人、中長期的には 20 人から 30 人の保育施設が必要であるというふうに考えております。

その下の 1 歳児、それと 2 歳児も同様の見方となりまして、いずれも短期的には 10 人から 20 人が、中長期的には 20 人から 25 人ないし 30 人といった保育の量が不足する見込みということであるため、未満児を中心とした保育施設の整備が必要であるというふうに計画してございます。

次に、6 ページの 5、整備する保育施設の内容とスケジュールでございます。

先ほどまでの現状や課題、その対策などから導き出した具体的な整備計画となりまして、(1) の短期的計画と、7 ページには (2) の中長期的計画というものをつくりました。

まず、短期的計画でございますが、整備手法としましては、地域型保育事業を 2 か所、あるいは既存施設の増設・分園として 1 か所を菅谷地区、または五台地区に整備する方針ということでございます。

地域型保育事業とは、ゼロ歳から 2 歳までの子供を保育する施設のことでございまして、最大 19 人までを保育できる施設でございます。これを 2 か所程度整備することで、不足する供給量を満たそうというものでございます。

また、既存施設の増設・分園ですが、こちらもゼロ歳から2歳児を保育する施設として、そのまま3歳児の同じ園につなぐことができるメリットを生かせるように方針の一つとしてございます。

整備地区を菅谷、五台地区にすることにつきましては、前段でご説明したとおり、子供の数の多いことや通勤途中など立地的優位性によりまして、子育て世帯にとっても利便性が高いものと判断したものでございます。

今回は2つの整備手法を整備方針にしてございますが、この意図としましては、公募するに当たって、設定した整備内容や範囲に合致した条件の中で、事業者様からの様々な提案を幅広く応募していただいた中で、費用対効果に優れ、子育て世帯が安心して利用できるような施設をあらゆる提案の中から選択したいという理由から、一つの整備手法にこだわらず、事業者からの魅力あふれる提案に期待しまして、2つの整備手法を整備方針としたところでございます。

以上が短期的な保育施設整備の方針・計画でございます。

その下には、ソフト的な要素で弾力運用を実施した保育定員の確保やひまわり幼稚園の運営の検討、それと、保育士確保の各施策について、短期的に取り組んでいくものを記載してございます。

さらにその下には、保育施設整備におけるタイムスケジュールを示してございますが、補助金を活用するという都合によりまして、令和3年度が事業者の決定を、令和4年度を整備期間にし、令和5年4月開所というスケジュールを予定してございます。

次の7ページにつきましては、中長期的計画として計画したものでございますが、記載のとおり、ハード面、ソフト面ともに随時見直しをかけながら進めていきたいというふうに考えてございます。

最後の8ページには、各施策とタイムスケジュールを表にしてお示したものでございます。

なお、冒頭申し上げましたが、この整備手法、計画につきましては、コロナ禍の影響で書面協議となってしまいましたが、市の子ども・子育て会議の委員の皆様からいただいた意見を取りまとめた上で策定したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 質疑のほうはございませんか。

古川委員 先ほど主要事業説明書のほうの48ページで、定員と実入園者数ですよねということで確認はしました。瓜連保育園の定員数というのはここにはないんですけれども、これはなぜないのか。

こども課長 48ページの左側が保育園となっております、右側が幼稚園、その下が認定こども園となっております。瓜連保育園は来年度は認定こども園ということになっておりまして、瓜連認定こども園180人と書いてあるのが瓜連保育園ということでございます。

古川委員 分かりました。

そうしますと、それも定員に足しますと、920 人ですよ。定員、保育所だけですけれども 920 人、740 人不足 180 人で 920 人ですよ、定員が。保育所だけですけれども。下の実入園者数のところの保育所のところだけを足すと 844 人なんです。書いていませんけれども、計算しましたら 844 人なんです。ですから、定員 920 人に対して 844 人しか実際には入園していないということですから、数的には足りているんですよ。それがなぜ待機児童が発生するのかというと、今、課長からご説明があったようにゼロ歳児とか 1 歳児とか、いわゆるその受皿がないところの年齢、そのところが待機児童になっているということで考えてよろしいですか、まず基本的に。

こども課長 未満児、ゼロ、1、2 歳のところの供給量が不足しているということでございます。

古川委員 ですから、昔、ちょっと私その言葉好きじゃないんですけども、よくわがまま待機児童みたいな言い方をしましたよね。本当は空いているんですけども、自分が行きたいところが空いていないというようなところがある。そういうのは解消できたんでしょうか、大体今は。

こども課長 それでは、アクションプランの本編のほうをちょっとご覧いただきたいんですけども、16 ページあたりになります。

この 16 ページがですね、上の表になりますけれども、入所審査の内訳ということになっておりまして、昨年 10 月の保育園の入所審査の件数の内訳という内容になっております。

実際審査したのが、一番左側になりますけれども、69 件ありまして、そのうち承諾できたのがその右側の 7 件ということになっております。その差引きだと 62 人の方がまだ入所ができていないという状況になってございまして、その右側が待機児童、これは国の基準に合致する内容の待機児童ということで 31 人。今、古川委員がおっしゃいました隠れ待機という部分につきましては、その右側の 31 人ということになりますが、ここの 31 人全てを申請、保育園に行きたいという方を全て保育園に入れられるようにするというのが最終的な目標ではありますけれども、そこの部分についてはもう少し中長期的な計画の中で進めていくものというふうに今現在は考えてございまして、短期的な部分としましては、まずは国の基準でいうところの、ここの表でいきますと 31 人ですね。ここの人数の部分はいくらでも待機児童にならないようにしましよということを進めているところでございまして、ちなみに申し上げますと、この 4 月の入所につきましては、ぎりぎりではありますが、どうにかその範囲内に収まるような予定でございまして。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

先ほどのゼロ歳児とか 1 歳児とかのいわゆる受皿がない年齢のところについては、なぜ

そこが、受皿がないというか、足りないのかというと、やはりもともとそういう設定が各保育園にないということと、それから、例えば保育料の無償化によって、今までゼロ歳とか1歳の子だったら預けなかったんだけど、無償ならぜひ入れたいというような家庭が増えてきたと、そういうふうなことで理解すればよろしいのでしょうか。

こども課長 無償化になったのは3歳以上児ですので、3歳児以降、3、4、5歳が無償化になっているということをごさいますて、ゼロ、1、2歳につきましては保育料がかかっているということなんですけれども、先ほどちょっと説明の中で触れさせていただきましたが、やはり女性の社会進出の高まりというのが一番大きな要因なのではないかなというふうに考えております。

もう一つは、仕事を産休を取るんですけれども、以前は多分そのまま退職という形が多かったと思うんですね。ですが、最近は産休から復帰する、育休から復帰するということが社会的にも定着化してきて、先ほどゼロ、1、2歳の保育の入所率の高まりでご説明しましたが、42%の方が今、保育園を利用されているということをごさいますので、42%というと、約半数まではいきませんが、それだけの方が保育園を活用されているということなので、家庭環境が変わって、お母さんがどんどん社会に出て働くようになっているということが一番大きな要因ではないかなというふうに考えてございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

寺門委員 令和5年度には待機児童がゼロということなんですけど、今のお話でいきますと、31人だけ、これは隠れ待機も含めて31人ということですよ。それが解消できるのかというのがちょっと、その根拠がよく、計算上はそうなるんでしょうけれども、方法としては地域型保育事業所2か所新設、それから既存施設で増園、分園するところを探していくよという話なんですけど、それで令和5年度に果たして、今からいくとこれは令和5年度のときに各新規の施設がオープンするわけですから、その間は解消されないということですよ。私が言いたいのは、計画どおり毎年減らしていききれいにゼロになるということじゃなくて、これだと新規の、令和5年度にオープンですから、それで果たして今いる31名が解消できるのかという問題が出てくると思うんですね。その間はどうかというのはちょっとお聞きしたい点なんです、まず1点は。

こども課長 いわゆる隠れ待機の部分も含めて令和5年度には解消したいということをごさいますけれども、今現在取り組んでいる内容としましては、弾力運用というものでございます。保育士の数と保育の面積、そこで最大受けられる数というのが決まってくるわけでございますけれども、その範囲の中で、本来であればもっと少ない人数で保育したほうがいいんですけれども、ちょっとぎゅうぎゅうにはなりますが、弾力運用という形で各認可保育施設のほうにもご協力をいただきながら進めていくというのが今一番考えられる方法の一つであるというふうに考えてございます。

それと、認可外保育施設につきましても、市のほうからご紹介するということもできま

すので、そういったところをご紹介しながら、極力数は減らしていこうという考えでございませぬ。

寺門委員 特に弾力運用も含めてということですが、それは分かりました。

もう一つは、ゼロから2歳児なので、適正配置からいうと、やはり保育士の数が当然たくさん要るわけで、その辺がもう一つ心配な点があるなというふうに私は思いまして、いろいろ確保のためにやってはいらっしゃるんですが、なかなか、先ほども東京から茨城県には流れていますよという話がありましたけれども、それは一時的なもので、基本はやはり処遇、待遇が悪すぎるというのが一つありますよね。20年やっても30年やっても給与は一緒だよという、あまり上がらないですしね。そういう意味では、なかなか成り手がないという部分もありまして、保育士の確保についてはどういうふうに考えているのか。特に処遇改善については、大手ならいいですけども、特に個人経営が多いですから、私立についてはね。となると、やはりもう定着率が悪くなるよということなんで、その辺をいかに定着していただくかというのは、何か考えていらっしゃるのかな。

こども課長 保育士確保の部分だと思います。本日の資料でも、短期的な計画の一番最後のところですかね、人材バンクの設置を、これも令和2年度、今年度から始まりましてけれども、まずは人材バンクを設置いたしまして、1人登録はあったんですが、ちょっと別な形で就職ということになってしまったので、こちらの実績にはなりませんでしたが、そういったことを行っていく。それと、先ほどもちょっと出ましたけれども、施設の見学ツアーですね。これはハローワークとタイアップして行うものですが、こういったことをやっていきます。

それと、先ほど新規事業ということでご説明させていただいた産休代替の補助、こういうことをまず進めていきまして、様子を見ながらといったら語弊があるかもしれませんが、まずはこれを進めていった上で、処遇改善のほうも何らかの形でできればいいかなというふうには思っていますが、処遇改善につきましても、ご承知のとおり国の補助というメニューがございますので、まずはそちらをしっかりと各施設のほうには取得していただくような動きをして、そちらの改善を図った上で、市のほうでも何らかの形で処遇改善を図ればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

寺門委員 処遇改善もできるだけ支援のほうをいただきたいなと思うんですが、やはり国からいただいても、全部そのままスライドしてきちんと手当てされるかという、決してそうではないんで、その経営のやり方も当然、各経営体ですから、おありでしょうということもありますんでね。その辺はきちんと見ていただきたいなと。その結果、ちゃんと上がっているかどうかというのはぜひお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上でこども課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を14時25分といたします。

休憩(午後2時17分)

再開(午後2時24分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお開きください。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、令和3年度から5年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めるため、また、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条中の合計所得金額について、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、31ページの新旧対照表で説明をいたします。31ページをお開きください。

第4条、上段でございます。

保険料率につきましては、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、次期計画期間に合わせ、第1項中の「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めます。

また、下段の第2項から、32ページをお開きいただき、上段の第4項までの減額賦課に係る保険料率、こちらは低所得者の保険料を軽減強化する規定でございますが、こちらも保険料率と同様に次期計画期間に合わせまして、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改めるものです。

中段になります。

第7条、普通徴収の特例につきましては、「市町村民税の」の次に「課税非課税の」を加え、課税非課税の別を明らかにするものでございます。

また、平成30年度と令和2年度の税制改正に伴います介護保険法施行令の改正によりまして、条文中の合計所得金額の次に租税特別措置法における特別控除についての説明

文を加えまして、文言の整理を行うものでございます。

なお、第8期介護保険料につきましては、第7期の保険料と同額となっております。

33 ページをご覧ください。

上段になります。

附則でございますが、こちら改正条例につきましては、令和3年4月1日より施行するものとし、経過措置といたしまして、改正後の条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用するものとし、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例から議案第10号までが関連がありますので、4件を一括して議題といたします。

執行部より一括して説明を願います。

介護長寿課長 説明をさせていただきます。

議案第7号より議案第10号につきましては、改正についての上位省令はおのおの違っておりますが、改正内容が同様の内容となっており、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号をご説明いたします。

36 ページをお開きください。

那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一

部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の基本方針に高齢者虐待防止の推進及びサービスの提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、38 ページの新旧対照表で説明をいたします。

初めに、指定居宅介護支援事業者につきまして説明をいたします。

指定居宅介護支援事業者とは、介護支援専門員が本人や家族の希望に沿ってケアプランを作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等と連絡調整を行う事業所でございます。現在、那珂市内には19事業所がございます。

なお、利用対象者は要介護認定1から5までの方になります。

それでは、一部改正についてご説明いたします。

第3条、指定居宅介護支援の基本方針でございます。

第3条第5項を7項とし、第4項の次に第5項と第6項を加えます。条文は省略をさせていただきます。

第5項につきましては、虐待の発生、またはその再発を防止するための対策を講じたり、研修を実施するなどを義務づけるものでございます。

第6項につきましては、高齢者の状態や介護の内容などのデータを活用し、介護の質の向上を推奨するものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日より施行するものとし、この条例施行の日から令和6年3月31日までの3年間ににつきましては、先ほど説明をいたしました第3条第5項の規定の適用につきまして、努力義務に読み替えての経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議案第8号を説明いたします。

40 ページをお開きください。

那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業の基本方針に高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、42 ページをお開きください。

新旧対照表になります。

初めに、指定介護予防支援事業者について説明をいたします。

こちらは、要支援1、または2の認定を受けた方が自宅で介護予防のためのサービスを

適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整などを行う事業者でございまして、こちらは地域包括支援センターが行っております。

こちら改正内容でございますが、内容、施行期日、経過措置につきましては、議案第7号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第9号をご説明いたします。

44 ページをお開きください。

那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、46 ページをお開きください。新旧対照表で説明をいたします。

初めに、地域密着型サービス事業所について説明をいたします。

今後増加が見込まれます認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できますよう、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス事業所でございます。平成18年4月の介護保険制度の改正により、こちらは創設されました。具体的には、地域の特性を生かし、その地域に沿ったサービスを提供するために市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので利用者のニーズにきめ細かく応えることが期待できますとともに、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、市内に居住する方が利用対象者となっております。

条文のほうをお読みします。

第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則について説明をいたします。

第3条第2項の次に第3項、第4項を加えるものといたします。条文は省略をさせていただきます。

第3項につきましては、虐待の発生、またはその再発を防止するための対策を講じたり、研修を実施するなど義務づけるものでございます。

第4項につきましては、高齢者の状態や介護の内容などのデータを活用し、介護の質の向上を推奨するものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日より施行するものとし、この条例施行の日から令和6年3月31日までの3年間ににつきましては、先ほど説明をいたしました第3条第3項の規定の適用につきましては、努力義務に読み替えての経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議案第 10 号を説明いたします。

48 ページをお開きください。

那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則に高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

初めに、指定地域密着型介護予防サービスの事業所について説明をいたします。

議案第 9 号で説明をいたしました市町村が指定する地域密着型サービス事業所において、介護予防サービスを提供する事業所になります。利用対象者はグループホームのみ、要支援 2 以上、ほかの施設は要支援から要介護 1 から 5 になっております。

改正内容、施行期日、経過措置につきましては、議案第 9 号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号から第 10 号までの 4 件につきましては、上位法令の改正により市条例の一部を改正するものです。関連しておりますので、採決について一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 一括して採決を行います。

これより議案第 7 号から第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第7号から第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の途中ですが、暫時休憩いたします。この後、午後2時46分に東日本大震災10周年追悼式に合わせ、黙禱にご協力をお願いいたします。

休憩(午後2時40分)

再開(午後2時47分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第14号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 それでは、議案第14号をご説明いたします。

64ページをお開きください。

那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例。

那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、介護保険法の改正に伴い、平成29年度から本事業の対象者が介護予防・日常生活支援総合事業において支援可能となったため、本条例を廃止するものです。

説明をいたします。

この事業は、介護保険法の規定による要介護、要支援の認定がされていない方を対象とした事業でございます。平成29年度から始まりました総合事業におきまして、要介護、要支援認定を受けていなくても、チェックリストによる生活機能の低下が見られた方につきましては、総合事業のサービスを受けることができるようになったことから、今回廃止をするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号 令和 2 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 17 号 令和 2 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）になります。

それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明をいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 5,171 万 3,000 円の減。こちらは国庫負担金の交付決定に伴う減額でございます。

2 項国庫補助金、6 目介護保険保険者努力支援交付金 807 万 7,000 円。こちらは令和 2 年度より新設された交付金でございます。市町村が行う介護予防や健康づくり等に資する取組を評価し、支援するために交付されました交付金でございます。

7 目介護保険災害臨時特例補助金 4 万 4,000 円。こちらは東日本大震災により避難されている方の減免に係る補助金になります。

8 目介護保険災害等臨時特例補助金 19 万 7,000 円。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった方の減免に係る補助金になります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 7,887 万 6,000 円の減。こちらは変更交付申請に伴う減額になります。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 4,069 万 2,000 円の減。こちらも県負担金の交付決定に伴う減額になります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 3,554 万 1,000 円の減。こちらは国・県負担金の交付決定に伴う減額になります。

5 ページをご覧ください。

上段になります。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 3,019 万 3,000 円。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 6,836 万 8,000 円。こちらは令和元年度の繰越金の一部を財源として計上するものでございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 5 万 7,000 円。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(介護長寿課所管分)を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目高齢福祉費、8 目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の 67 ページをお開きください。主要事業説明書につきましては 54 ページと 55 ページが介護長寿課所管事業となっております。

款項目、予算額の順にご説明をいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、67 ページの中ほどの説明になります。外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業 1,000 円が介護長寿課所管になります。

続きまして、68 ページをお開きください。

中段になります。

2 目高齢福祉費 1 億 1,720 万 4,000 円。こちら主な減額理由でございますが、高齢者保健福祉計画の策定完了に伴いました減額によるものでございます。

74 ページをお開きください。

上段になります。

8 目介護保険費 7 億 4,188 万 6,000 円。こちら主な減額理由は、令和 2 年度計上しておりました介護施設等整備事業の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして議案第 21 号 令和 3 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の 233 ページをお開きください。

款項、予算額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料 10 億 4,600 万 3,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 10 万 1,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 8 億 1,007 万 2,000 円。

こちら増額の理由でございますが、介護サービス給付費の増に伴う増になります。

2 項国庫補助金、234 ページをお開きください。こちらは上段になります。2 億 6,364 万 8,000 円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 12 億 5,587 万 1,000 円。こちらも増額の理由は、介護サービス給付費の増に伴う増になります。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 6,077 万 1,000 円、2 項財政安定化基金支出金 2,000 円。

235 ページ上段を御覧ください。

3 項県補助金 3,661 万 4,000 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000 円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 7 億 4,188 万 5,000 円。こちら増額の理由でございますが、介護給付費繰入金の繰入額の増によるものでございます。

236 ページをお開きください。

上段になります。

2 項基金繰入金 5,502 万 4,000 円。こちらも増額の理由は、介護サービス給付費等の増によるものでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 3,000 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 3,000 円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の 237 ページをお開きください。主要事業説明書につきま

しては 56 ページから 59 ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

款項目、予算額の順にご説明をいたします。

上段になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 6,097 万 2,000 円。

238 ページをお開きください。

中段になります。

2 項賦課費、1 目賦課費 162 万 7,000 円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 577 万 4,000 円。

239 ページをご覧ください。

上段になります。

2 目介護認定調査等費 3,751 万 5,000 円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 98 万 2,000 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 44 億 1,039 万 2,000 円。こちら増額の理由でございますが、被保険者のサービス利用の増によるものでございます。

240 ページをお開きください。

中段になります。

2 目審査支払手数料 324 万 2,000 円。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 9,659 万 9,000 円。こちら減額の理由でございますが、被保険者の高額介護の該当者の減によるものでございます。

2 目高額医療合算介護サービス費 1,543 万 3,000 円。

241 ページをご覧ください。

中段になります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金 2,000 円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 4,849 万 3,000 円。

242 ページをお開きください。

上段になります。

2 目任意事業費 1,232 万 2,000 円、3 目在宅医療・介護連携推進事業費 828 万 9,000 円、4 目生活支援体制整備事業費 1,478 万 6,000 円。

243 ページをご覧ください。

上段になります。

5 目認知症総合支援事業費 2,105 万 4,000 円。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支

援サービス事業費 9,639 万 6,000 円。

243 ページ、下段になります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,241 万 4,000 円。

244 ページをお開きください。

上段になります。

3 目高額介護予防・生活支援サービス費 15 万円、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費 10 万円。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 1,626 万 1,000 円。

245 ページをご覧ください。

上段になります。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料 38 万 4,000 円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 300 万円。

6 項諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 60 万円。

246 ページをお開きください。

上段になります。

2 目償還金 1,000 円、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 321 万 1,000 円。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 常任委員会資料の 24 ページをお開きください。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてご説明いたします。

まず、説明に入ります前に、昨年 12 月の教育厚生常任委員会におきまして、年明けに

パブリックコメントを実施すると説明をさせていただきました。結果のほうをご報告させていただきます。

今年1月5日より25日までのパブリックコメントを実施いたしましたところ、ホームページ等のアクセスは57件ほどございましたが、市民の方からの意見等の提出はございませんでした。

以上、報告いたします。

それでは、資料にお戻りいただきまして、1番の経緯と根拠でございます。

那珂市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つを統合したものでございまして、現行の計画が今年度で計画満了となることから、次期計画として、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする那珂市高齢者保健福祉計画を新たに策定いたしましたので、その内容について報告を行うものでございます。

こちら、ここからは資料についております概要版のほうで、このA3版両面のこちらで説明をさせていただきます。

まず初めに、1ページ中段の計画の位置づけでございます。

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として位置づけられております。

また、国連が定めます国際目標であります持続可能な開発目標、SDGsの視点を踏まえまして、第2次那珂市総合計画を上位計画とし、市のほかの課の計画との整合性を図った計画となっております。

2ページをお開きください。

上段になります。

本市の高齢者の現状でございますが、こちら平成30年には1万6,470人でございますが、令和7年には1万7,480人となり、約1,000人の増加が見込まれております。

続きまして、3ページ上段の施策の体系をご覧ください。

今後、高齢化が一層進む中においては、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを引き続き推進するとともに、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めていく必要があります。そのため本計画でも前計画の基本理念を継承いたしまして、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくりを基本理念といたしました。

こちら基本方針1につきましては、第9期高齢者福祉計画の施策になりまして、高齢者福祉サービスや高齢者を地域で支え合う関係機関との連携が主な計画の内容となっております。

基本方針2及び3につきましては、第8期介護保険事業計画の内容となっております。基本方針2につきましては、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括

支援センターの機能強化、介護予防の推進、認知症対策の推進など6つの施策が主な計画の内容となっております。基本方針3については、施設整備や介護保険料について記載しております。こちら第8期における施設整備でございますが、これからも認知症により在宅での生活が困難となる方の増加が見込まれることから、認知症対応型共同生活介護、一般的にはグループホームと呼ばれている施設でございますが、2ユニットの18床の整備を計画しております。

続きまして、3ページ下段の要介護状態となることの予防及び重度化防止でございますが、本市では、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できますよう、高齢者が要介護者にならない取組や重度化を防止する取組を行い、第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていない方の割合を85.2%、要介護3以上の認定率を5.4%と目標指標を定めております。

4ページをご覧ください。最後のページになります。

第1号被保険者の介護保険料になります。こちら第8期の基準額につきましては、第7期と同額の5,280円となります。また、介護保険料の所得段階の設定の表でございますが、こちら第7期と変更はございません。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 ちょっと確認なんですけれども、計画内の9ページ、そのほか何ページか出ていますが、地域包括ケアの見える化システム、これってどういう内容なんですってという質問、まずはそれ。あと、29ページとかに例えば特別養護老人ホームから退所した人がいらっしゃって、その方の行き先がそれぞれ書いていますけれども、その他って出ていますよね、一番下のところに。新規入所155人いらっしゃって、退所が102人、そのうちの59人はどこかへ行きましたよというので、その他というのがあるんですが、これはどういうところなんだろうかとこののを、これは31ページとかもありましてですね、その2点をちょっと教えてください。

介護長寿課長補佐 まず、見える化システムのほうなんですけれども、冊子のほうのページで言いますと95ページのほうに用語の解説のほうをつけさせていただいております。そこから、下から3番目になります。

国が運営するシステムでございますが、今回、私どもが策定しております計画であったりとか、県のほうの計画の策定に当たっての支援システムといいますか、支援するための情報システムという形になっております。

2つ目の29ページ等のその他のところなんですけれども、すみません、こちら設問の内容がその他という形になっていて、具体的に記載する欄がないものですから、どういった施設かというのはちょっと分かりかねる部分ではあるんですが、上の施設名以外のところを考えますと、例えばショートステイで短期入所を利用されとか、あとは養護

施設なんかに入ったりとかというようなところが考えられるのではないかというふうに推察しております。

以上です。

寺門委員 今の後のほうの質問の回答なんですけれども、その他については養護施設とかショートステイ。これはあくまでも短期ですよ。その後、今度また例えばグループホームだったり、そのほか特別養護老人ホームだったりなんなりというところへ行ける、最終的にはそういうところへ行っているのかしら。どうも短期的だと後々どうするのかなどというのが非常に……。解決できていればいいんですけれども、ずっとショートとかそういうところをぐるぐる回っているわけではなさそうなんです。

介護長寿課長補佐 先ほどちょっと考えられるものとしてということで例を挙げさせていただきましたが、ちょっとその辺は何ともはっきりと分からない部分ではございます。ただ、委員がおっしゃるとおり、一度特別養護老人ホーム以外の施設なりなんなりに入って、その後また状態が悪くなったりとかしたら医療機関に行ったりとか、少し改善したらまた特別養護老人ホームに戻るとかっていうようなことも想定はされると思います。

以上です。

寺門委員 それともう1点、計画の資料にもありましたけれども、例えばグループホームでいうと、待機されている方が六十四、五人かな、令和2年度でいましたけれども、そういう方々は、先ほど新しい施設が18人掛ける3施設、4施設だけ、できるということなんですけれども、これは特別養護老人ホームとかそのほかの施設についてもキャンセル待ちについてはいらっしゃいますんで、それでも足りないような気がするんですけれども。取りあえずグループホーム的な施設で何とかクリアという対応をしたいということでは分かるんですけれども、その辺はそれで大丈夫なのというところなんですけれども、いかがですか。

介護長寿課長 これから認知症高齢者の方は年々増えていくものとは想定はされております。ただ、こちら計画的にいいまして、1期の計画で今期も2ユニット18床を整備いたしまして、また、まだまだ足りないということで次期計画も2ユニット18床を整備する計画になっております。それでまた3年たちまして、まだまだ足りないということであれば、またこれからも整備のほうは進めていくような形にはなるかと思っております。現状とそういった部分をよく情報収集しながら、これから計画のほうを進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

副委員長 介護施設の職員の方の人材不足って全国的に言われておりますけれども、市内の状況はどうなのでしょう。

介護長寿課長補佐 具体的にどれくらい不足しているかというようなところの数字的なところというのは把握はしていないんですが、副委員長おっしゃるとおり全国的な課題という

ようなところで、やはり介護人材については確保というところが課題になっているのではないのかなというふうに、市内でもそのような状況になっているのではないかなというふうに感じております。

副委員長 ほかの市町村ですと、市のほうで職員の方の引っ越ししてきて何年かは家賃補助とか、何かいろいろ行政側でも協力的なところもあるので、そのあたりもぜひともご検討していただけたらなと、これからのすごい課題となると思いますし、那珂市の雇用を生む面でもとてもすごく重要なことだと思いますので。この場でちょっとお願いをいたします。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で介護長寿課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を3時30分からといたします。

休憩(午後3時18分)

再開(午後3時28分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第11号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の52ページをお開き願います。

議案第11号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の文言を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

54ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容ですが、現行の第1条で新型コロナウイルス感染症の定義で引用しておりました新型インフルエンザ対策特別措置法附則第1条の2が削られるため、同附則で規定されていた定義を改めて第1条に規定するものでございます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、新型インフルエンザ

等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行される令和3年2月13日から適用いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第16号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)についてご説明いたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税 9,300万円。こちらは、今年度新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険から社会保険に移行する傾向が鈍っており、被保険者数の減少が例年に比べ少ないため増額補正となっております。

続きまして、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金 6,421万円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 471万9,000円の減。

2項基金繰入金、1目基金繰入金 3,454万円の減。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金 3,400万円、2目その他繰越金 1,065万6,000円でございます。

続いて歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 6 万 6,000 円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 6,300 万円。こちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、被保険者が減っていない状況から医療に係る費用を増額補正としております。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、2 目退職被保険者等医療給付費分 212 万 3,000 円。

次のページをお開き願います。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 9,741 万 8,000 円でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算（保険課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、4 目国民年金費、5 目後期高齢者医療費、7 目高額療養費貸付金、9 目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の 65 ページをお開き願います。主要事業説明書は 61 ページからになります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 8 億 3,812 万 3,000 円。このうち保険課が所管するのは 67 ページ中段になります。国民健康保険特別会計繰出金 3 億 9,052 万 3,000 円です。

続いて 72 ページをお開き願います。

4 目国民年金費 106 万円、5 目後期高齢者医療費 7 億 5,756 万 4,000 円。このうち、

このページ下段の後期高齢者医療費につきましては、主要事業説明書 62 ページをご覧ください。

高齢化に伴いまして、被保険者数も年々増加しており、市が負担する医療費についても増加傾向がございます。

それから、73 ページ上段の高齢者健康づくり推進事業でございますが、こちらについては主要事業説明書は 63 ページになります。

こちらの事業につきましては、令和 3 年度の新規事業となりまして、この後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でご説明をさせていただきますけれども、事業費の多くが新たに雇用する専門職の人件費となっております。

続いて、同ページ下段の 7 目高額療養費貸付金 400 万円。

次のページをお開き願います。

中段になります。

9 目出産費資金貸付金 33 万 6,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 19 号 令和 3 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の 187 ページをお開き願います。

議案第 19 号 令和 3 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明いたします。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 52 億円となります。

それでは、193 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 10 億 1,396 万 3,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 80 万円。

次のページをお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1,000 円。

4 款県支出金、1 項県負担金 1,655 万 6,000 円、2 項県補助金 37 億 2,000 万 3,000 円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 8,000 円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億 9,052 万 3,000 円。

次のページになります。

2項基金繰入金 3,593万3,000円。

7款繰越金、1項繰越金 2,000円。

8款諸収入、1項延滞金及び過料 2,000万1,000円、2項預金利子 1,000円、3項雑入、次のページになります、220万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の197ページをお開き願います。主要事業説明書は64ページからになります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 6,700万2,000円。

次のページをお開き願います。

2目連合会負担金 167万円。

2項運営協議会費、1目運営協議会費 40万3,000円。

3項趣旨普及費、1目趣旨普及費 68万6,000円。

次のページになります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費 31億7,734万3,000円、2目退職被保険者等療養給付費 50万円、3目一般被保険者療養費 1,815万4,000円、4目退職被保険者等療養費 10万円。

次のページをお開き願います。

5目審査支払手数料 1,142万3,000円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費 4億4,685万円、2目退職被保険者等高額療養費 20万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費 50万円。

次のページになります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費 5万円。

3項移送費、1目一般被保険者移送費 10万円、2目退職被保険者等移送費 5万円。

次のページをお開き願います。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金 1,344万円、2目支払手数料 8,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費 475万円。

次のページになります。

6項傷病手当諸費、1目傷病手当金 100万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分 8

億 9,575 万 5,000 円、2 目退職被保険者等医療給付費分 1,000 円。

次のページをお開き願います。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3 億 7,779 万 3,000 円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分 1,000 円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 1 億 1,746 万 8,000 円。こちらの 3 款の事業費納付金の一般被保険者分につきましては、主要事業説明書の 65 ページから 67 ページになります。

こちらの事業費納付金につきましては、県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に納めるものになりますが、65 ページの医療給付費分につきましては、令和 2 年度と令和 3 年度が 6,500 万円軽減されており、予算額については軽減後の金額となっております。

次のページになります。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目共同事業拠出金 2,000 円。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 309 万 2,000 円。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 5,166 万 9,000 円。こちらは主要事業説明書の 68 ページになります。

特定健康診査等に係る費用になりますが、令和 3 年度の受診件数の見込みにつきましては、集団健診を 4,000 人、個別検診を 850 人としております。

次のページをお開き願います。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 5 万円。

次のページになります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 550 万円、2 目退職被保険者等保険税還付金 8 万円、3 目償還金 1,000 円、4 目一般被保険者還付加算金 20 万円、5 目退職被保険者等還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願います。

8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 413 万 9,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号 令和 3 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の 257 ページをお開き願います。

議案第 22 号 令和 3 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 9,000 万円となります。

263 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 6 億 4,277 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 8 万 5,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 4,627 万 1,000 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 15 万 1,000 円、2 項償還金及び還付加算金 72 万円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入 1,000 円。

5 款繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の 265 ページをご覧願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 7 億 8,706 万 6,000 円。こちらは主要事業説明書の 69 ページになります。

こちらは、制度を円滑に運営するため広域連合に負担金として納付するものになりますが、被保険者数の増加に伴い、増額としております。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 70 万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願います。

2項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費221万3,000円です。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後3時51分)

再開(午後3時52分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課、健康推進課が出席いたしました。

続きまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 こちらの一体的実施の事業につきましては、3課で連携して実施する事業となりますので、健康推進課と介護長寿課が併せて出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、常任委員会資料の26ページをお開き願います。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてご説明いたします。

こちらは令和3年度からの新規事業となります。

まず、1の背景ですが、現在、国の医療保険制度におきましては、74歳までの保険制度の保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が適切に接続されていない、また、介護予防事業については、市町村が実施しているため、保健事業と介護予防の取組が連携しにくいなどの課題がございました。

下の図を見ていただくと分かりやすいと思いますが、医療保険と介護保険に分かれておりますが、それぞれの保険制度で事業のほうを実施しております。

まず、上の医療保険につきましては、75歳を境に、それより前は職場の社会保険や国民健康保険などに加入しておりまして、退職されますと、多くの方が国民健康保険となり、74歳まで加入をしております。そして、保険者である市町村などが特定検診や特定保健指導、重症化予防の個別指導等の保健事業のほうを実施しております。

しかし、75歳になりますと、後期高齢者医療保険に加入となりまして、保健事業の実施主体も広域連合となるため、継続した支援となっておりませんでした。また、広域連合は県単位であること、高齢になると多くの人が医療機関を受診していることもあり、重症化予防に向けた個別指導などが一部にとどまっている状態でした。

そのため広域連合が行う保健事業を市町村が受託し、75歳まで実施していた保健事業を継続させるものになります。また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や身体的機能の低下など、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しているため、介護保険の介護予防事業と保健事業を一体的に実施し、健康寿命を延伸することが必要となりました。

国では、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正しまして、令和6年度までに全ての市町村で実施することを目指しております。

この事業につきましては、広域連合が国の財政支援を受けまして、広域計画に基づき、市町村に委託する事業となります。那珂市におきましては、事業費が交付され、また、社会保障費を抑制する観点からも、早めの令和3年度に開始することといたしました。

次のページをご覧ください。

2の事業概要ですが、医療・介護のデータから地域の課題を分析し、対象者を把握した上で医療専門職が訪問指導や地域の拠点等を活用して重症化予防やフレイル予防のほうを実施いたします。

この事業は、令和3年度から高齢者健康づくり推進事業として開始をいたします。

(1)の市が取り組む健康課題ですが、高血圧、糖尿病に着目した重症化予防と、加齢による認知症、骨折を防ぐためのフレイル予防になります。

2の医療関係団体等との連絡調整ですが、那珂医師会、那珂市歯科医師会、常陸大宮薬剤師会に高齢者の課題や実施計画について情報を提供しまして、事業メニューの企画を含めた事業全体に対する助言、指導を得ることとしております。

3の事業内容ですが、大きくは個別支援と通いの場等への関与の二通りになりますが、まず、個別支援につきましては、高齢者健診の結果から重症化予防の対象者を抽出し、保健師及び管理栄養士が電話や訪問等により個別指導を行います。

通いの場等への関与につきましては、地域包括支援センターが実施する介護予防教室や社会福祉協議会が実施しているサロン等を活用しまして、新たに医療専門職がフレイル予防等の健康教育、健康相談を実施いたします。健康教育はおおむね30分程度で小集団により実施し、また、参加者のうち希望する者に対して健康相談を実施し、必要に応じ

て医療やサービスにつないでいきます。

次のページになります。

4の事業の評価・見直しですが、各年度で事業の実績を整理しつつ、評価を行うとともに、地域の健康課題の分析を継続し、事業の見直しを図ってまいります。

3の推進体制ですが、事業の企画・調整等を担当する保健師及び地域を担当する保健師、管理栄養士、歯科衛生士を健康推進課に配置し、介護予防事業を担当する介護長寿課、事業の予算、広域連合との連絡調整等を担当する保険課と連携しまして、情報共有しながら事業のほうを実施してまいります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 よく中身が分かっていないので、大変失礼なことを申しますけれども、何となくうまくいくんだろうかという心配があるんですね。これ事業主体は、3課が連携するのは分かるんですが、予算はどこどこ、何々はどこどこってこう分かれていますよね。どこが中心でとかっていうことではない、これ保険課が中心なんですか。

保険課長 こちらについては、この事業のほうを企画調整を担当するのが健康推進課の保健師となっておりますので、そちらが中心となってやることにはなります。

古川委員 すみません、基本的なこと、フレイルというのは何でしたっけ。フレイル予防というんですが、フレイルって何ですか。

健康推進課長補佐 健康推進課、玉川と申します。

フレイルとは、年齢とともにいろいろな機能が落ちていって、病気になりやすかったり、生活の中でも行動をしづらくなったり、いろいろな認知的な精神的な部分と、身体的な機能と、少しずつ衰えていくというのは失礼なんですけれども、そういった中で、病気ですとか生活のほうしづらくなっていく、そういったところを予防するということの中で……。

古川委員 一言で言うと、加齢による身体的衰えというようなことですか。分かりました。

連携していただくのはいいと思うし、なぜ今まで連携がなかったのかって逆に思っちゃうぐらいなんですけれども。だから、すごいいいと思いますけれども、先ほど、最初に申しましたとおり、その連携が本当にうまくいくんだろうかって。まして健康推進課は離れているわけですよ。隣り合わせでこうだよ、ああだよって情報交換ができればいいですけども、そういうのをどういう方法でやるのか。それはこれから構築されていくんでしょうけれども、ぜひ期待をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

寺門委員 もう1点、確認のためです。75歳で一旦切れますよというところなんですけれども、現状の制度からいいますと。そこはそのまま、取りあえず今言った健康推進課で

保健師が窓口となって事業を担当して、そこでつないでいくという理解でいいんですか。ちょっとさっきの説明で分かりにくかったんで。

保険課長 今回の医療保険制度では75歳前は各いろいろな社会保険だったり、国民健康保険に皆さん加入されていまして、保険者がそれぞれ市町村だったり、職場だったりという形になると思うんですけれども、そこでいろんな保健事業だったり、重症化予防というのを取り組んでやっていたんですけれども、75歳になると、今度は皆さん、後期高齢者のほうの医療制度に加入されますので、保健事業もそちらで今度は実施することになりますので、今まで、国民健康保険だと市町村が特定検診だったり、もし重症化予防で引っかかったところがある方については、市の保健師等が個別指導を行ったりというところだったんですが、75歳を境に広域連合の担当になってしまうので、ぷつともう支援が途切れちゃっていたという形になりますので、そこはやはりつなげる必要があるだろうという国の制度設計というところで、市町村が75歳以降の保健事業については委託をしていただいて、市町村の保健師がずっと関わられるようにするというものになります。

寺門委員 そうすると、国民健康保険でずっと継続してやっていくということでもなくて、一旦切れるんですけども、後期高齢者保険もありますよね。それはそのままじゃなくて、それが変わるということでもないですよ。

保険課長 医療保険の部分については広域連合が担当になりますが、保健事業の部分についてのみ市町村が広域連合から委託を受けまして、保健事業のほうを市の保健師等が引き続きやっていくという形。今までは広域連合のほうで保健師たちがやっていた分を市が今度は委託を受けてやることになるということになります。

寺門委員 医療のところと保健事業のところを分けてやるということですよ。それは分かりました。

ただ、そうすると、国保の部分で、いわゆる保健師の負担が増えるということになりかねないのかという点が1つあるんです。そこは皆さん、それぞれの課で分担して協力してやっていきましょうよというお話でしょうけれども。中心窓口は保健師だということになると、その辺の集中度合いというか、その辺はどうなんですか。

保険課長 一応こちらの企画調整をする保健師については、なるべくなんですけれども、専従でお願いしたいということで、国のほうから、予算も来るものになりますので、一生懸命やってほしいというところで、専従というところにはなっているんですけれども、そのほか地域を担当する保健師だったり、管理栄養士等は新たに雇う方をお願いすることになりますので、市の職員については、あとは、それぞれ地区を担当する保健師たちもいらっしゃるので、その方たちも携わることはあるのかなとは思いますが、新たに雇う保健師も一緒になってやっていくという形になります。

寺門委員 分かりました。

いずれにしても健康寿命延伸、延ばすということなんで、その辺、皆さん協力はいただ

けるということですから、なるべくその負荷が集中しないようにぜひお願いしたいと思
います。分かりました。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で保険課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 4 時 06 分）

再開（午後 4 時 07 分）

委員長 再開いたします。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託されました執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、大変ご苦労さまでございました。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後 4 時 08 分）

令和 3 年 5 月 2 5 日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪